

米国の責任追及に関する法制度

村田 邦行¹

目 次

- 第1 はじめに
- 第2 米国の責任追及に関する法制度等
 - 1 概説
 - 2 刑事責任追及
 - 3 民事責任追及
 - 4 規制当局による執行行為（制裁金制度）
- 第3 近時の責任追及体制に関する状況
 - 1 概説
 - 2 不良資産救済プログラム（Troubled Asset Relief Program・TARP）
 - 3 金融詐欺タスクフォース（Financial Fraud Enforcement Task Force）
- 第4 近時の具体的事例（コロニアル銀行（Colonial Bank））
 - 1 事案の概要等
 - 2 捜査の端緒
 - 3 捜査及び裁判の経過
 - 4 その他
 - 5 小括
- 第5 おわりに

¹ 前預金保険機構・法務統括室室長代理。本稿の執筆は個人の資格で行ったものであり、意見にわたる部分は筆者個人の見解であって、預金保険機構の見解を示すものではない。

第1 はじめに

本稿は、金融機関の破綻時における米国の責任追及に関する法制度の一般的かつ基本的内容を紹介するものである。

米国の責任追及制度については、これまでも預金保険機構における調査研究の蓄積がある²。しかしながら、これまでの調査研究は、米国の責任追及制度の特定の分野に特化したものであり、必ずしも、米国の責任追及に関する法制度全体を明らかにするものではなかったと見受けられる。

すなわち、日本と米国では、その破綻処理制度が異なるだけでなく、法制度全般にも違いがあり、これらの違いにより責任追及制度にも自ずから異同があるものの、そもそも米国において責任追及の法的手段としてどのようなものがあり、その手段がどのような法制度のもとでとられているのかという責任追及に関する一般的かつ基本的内容に関する調査研究はなされていなかったと思われる。

このため、米国の責任追及に関する法制度について、その一般的かつ基本的内容を明らかにして紹介することは、米国の責任追及制度に関するこれまでの調査研究の理解を深めてその位置付けをより明確にし、また、今後、米国における責任追及に関する他の観点からの調査研究を行う際にも有益な指針を提供することになるといえる。

以上の問題意識から、この度、筆者は、金融機関の破綻時における米国の責任追及制度に関する調査研究を行い、本研究の成果を本稿にまとめた³。

本稿では、FDIC (FDIC-OIG を含む) によって行われる責任追及を中心に、米国の責任追及に関する法制度について、その一般的かつ基本的内容を明らかにしつつ、可能な範囲で、近時の責任追及に関する体制や、責任追及事例を紹介する。

具体的には、まず、金融機関の破綻時における責任追及について、刑事・民事の観点からその法制度の一般的かつ基本的な内容等を明らかにする(第2)。ここでは主に、米国の責任追及における刑事・民事の法制がどのようなものなのかを中心に述べる。次に、近時の責任追及に関する体制を紹介する(第3)。ここでは、2008(平成20)年9月に発生した米国における金融危機への対応の中で設けられた新たな責任追及に関する体制(金融詐欺タスクフォース・Financial Fraud Enforcement Task Force)や同体制が設けられた背

² 主な調査研究として、岸毅「アメリカ合衆国における破綻金融機関の旧経営者等に対する責任追及活動の歴史と現状—我が国との比較—」(預金保険研究第6号 2006(平成18)年3月)、千葉美幸・玉木伸介「米国の住宅金融分野の現状と司法的取組み—Fin CEN 及び SAR の役割—」(預金保険研究第11号 2009(平成21)年4月)などがある。

³ 本研究にあたっては、2015(平成27)年11月16日から同月20日までの間、米国に出張し、連邦預金保険公社(Federal Deposit Insurance Corporation。以下、「FDIC」という。)、連邦預金保険公社監察総監室(Office of Inspector General – FDIC。以下、「FDIC-OIG」という。)、司法省(Department of Justice。以下、「DOJ」という。)及び証券取引委員会(Securities and Exchange Commission。以下、「SEC」という。)の各職員とインタビューする機会を得た。

景等を紹介する。そして、近時の具体的な責任追及事例を紹介し（第4）、本稿を閉じたい（第5）。

第2 米国の責任追及に関する法制度等

1 概説

米国では、金融機関の破綻時において、FDICが、レシーバー（Receiver）として当該金融機関の破綻処理⁴を行うほか、責任追及を行っている。

責任追及の手段としては、刑事責任追及と民事責任追及が挙げられる。

以下では、刑事責任追及及び民事責任追及、さらに、金融機関の規制当局による執行行為のうち主に制裁金制度の概要について、紹介することとする。

2 刑事責任追及

(1) 対象犯罪

⁴ 米国では、FDICが、このレシーバーの権限を付与されることにより、金融機関の破綻処理機能を担っている（連邦預金法第11条、第13条）。

米国における破綻処理の方式の基本的な枠組みについては、FDICが発行する「Resolution Handbook」（2014年12月23日改定版）で確認することができる。なお、「Resolution Handbook」は、FDICのサイト（<https://www.fdic.gov/bank/historical/reshandbook/>）から入手できる。

米国における金融機関の破綻処理の方式としては、FDICが預金保険で保護される預金（付保預金）を小切手等で直接支払い、破綻金融機関を清算する「Deposit Payoff方式（ペイオフ方式）」と、健全な金融機関が受皿となり、破綻金融機関の預金等を承継する「Purchase & Assumption（P&A）方式（資産負債承継方式）」がある。

P&A方式においては、健全な金融機関が、FDICの評価額よりも高い価格で資産を買い取る場合、FDICが負担する破綻処理費用は減少する。米国における金融機関の破綻処理においては、あらゆる破綻処理の選択肢のうちで費用が最小となる選択肢が選ばなければならない（最小コスト原則）。そのため、最近の破綻処理はほぼ全てP&A方式で行われているようである。

P&A方式を前提とする破綻処理は、以下のような流れで行われる。

まず、早期是正措置の発動に伴い、経営の悪化した金融機関（問題金融機関）にFDICが立ち入る。FDICが、問題金融機関の資産・負債を評価した上で、秘密裏に入札を行い、受皿金融機関を決定する。問題金融機関の監督機関が、問題金融機関を閉鎖し、FDICをレシーバーに指名する。受皿金融機関は破綻金融機関の預金等を承継し、受皿金融機関に承継されなかった残資産は、FDICがレシーバーとして回収し、債権者に配当する。

ただし、時間的な制約などで、FDICが金融機関の閉鎖までに受皿金融機関を決定できない場合もある。この場合は、一定の条件が満たされれば、FDICは新たな金融機関（いわゆるブリッジバンク）を設立し、破綻金融機関の資産・負債を新たに設立した金融機関に一時的に承継させる。最終的な受皿金融機関については、入札を行って決定する。

以上の記載については、原和明「米国における銀行破綻処理」（預金保険研究第10号 2009（平成21）年4月）84頁以下を参照した。

ア 対象犯罪等⁵

FDIC が刑事責任追及の対象とする犯罪は、主に連邦法で規定されている。

具体的には、金融機関関係者に係る汚職（18 U.S.C. 215^{6,7}）、金融機関の虚偽の記入、報告及び取引（18 U.S.C. 1005⁸）、FDIC に対する虚偽の書類の提出（18 U.S.C. 1007⁹）、郵便詐欺（18 U.S.C. 1341¹⁰）、電信詐欺（18 U.S.C. 1343¹¹）、金融機関詐欺（18 U.S.C. 1344¹²）、

⁵ 本項については、岸・前掲脚注 2 を参照した。

⁶ 合衆国法律集 18 編 215 条を指し、一般には本文のとおり表記される。「U.S.C.」は「United States Code」を指す。なお、「合衆国法律集」との訳については、田中英夫編集代表「英米法辞典」881 頁に従った。

⁷ 米国では、金融機関の公益的役割を重視し、銀行等の民間金融機関の経営陣、職員等の贈収賄罪を処罰する規定が存在する。本罪では、金融機関の役員、取締役、従業員、代理人又は弁護士に対し、当該金融機関の取引又は業務に関して、影響を与え又は報酬を得る目的で、何らかの価値あるもの（anything of value）を与え、申し込みあるいは約束した者につき、贈賄罪が成立する。また、上記の役員らが、当該金融機関の取引又は業務に関して、影響を受け又は報酬を受ける目的で、何人かに利益を与えることを不正に（corruptly）そそのかし又は要求し、あるいは何らかの価値あるものを受け取りあるいは受け取ることを約束した者につき、収賄罪が成立する。法定刑は、100 万ドル以下又は授受等に係る価値の 3 倍相当額の金額のいずれか高い方に相当する罰金若しくは 30 年以下の拘禁刑、又はその併科である。ただし、授受等に係る価値が 1000 ドルを超えない場合、本編（18 編）に定める金額による罰金（10 万ドル以下）若しくは 1 年以下の拘禁刑、又はその併科である。なお、日本と違い、贈賄側と収賄側の法定刑は同じである（収賄罪に関しては刑法第 197 条～第 197 条の 4、贈賄罪に関しては同法第 198 条）。

⁸ 本罪では、連邦準備銀行、連邦準備制度加盟銀行、金融持株会社、連邦免許銀行、預金保険対象銀行又は外国銀行の支店・代理店等の役員、取締役、代理人又は職員等が、当該金融機関等や第三者を騙し（defraud）たり上記金融機関・組織や合衆国政府機関の役員、監査役や検査官等を欺く目的で、①帳簿に虚偽記載をし、又は虚偽の報告書を作成し、あるいは、②正当な権限なく手形類を振り出し、譲渡し、又は流通に置くなどし、あるいは、合衆国政府、その機関又は上記金融機関等を騙す意図の下、③上記金融機関等が行う何らかの取引、融資、仲介、契約等に起因する金銭、収益、資産、利得等について直接間接に分配にあずかった場合、100 万ドル以下の罰金若しくは 30 年以下の拘禁刑、又はその併科に処せられる。

⁹ 本罪では、何人も、FDIC の活動に影響を及ぼす目的で、虚偽又は偽造の供述、書面又は物を意図的に作出し、あるいは信用を招いた（invite reliance）場合、100 万ドル以下の罰金若しくは 30 年以下の拘禁刑、又はその併科に処せられる。

¹⁰ 本罪では、何人も、①他者を騙すための、あるいは、②虚偽又は詐欺的な見せかけ、意思表示、又は約束を利用して金銭その他の財産を入手するための、あるいは、③偽造の通貨、契約書、有価証券その他物等を売却し、処分し又は貸し付けるなどのための、計画や計略を既に備え、又は備えることを意図している者が、これらの計画や計略を実行し又は試みる目的で、(1)郵政公社により送られ又は配達されるべき何らかの物を郵便局又は郵便取扱業務を認可された保管場所に置いたり、個人・営業を問わず州をまたいで配達する者に預けたりし、あるいは、(2)これらの物を上記郵便局等から受け取るなどし、あるいは、(3)これらの物を上記郵便局等をして宛先や受取人指定の場所に送達させた場合、本編（18 編）に定める金額による罰金（25 万ドル以下）若しくは 20 年以下の拘禁刑、又はその併科に処せられる。本条の違反が預金取扱金融機関に影響を及ぼすものであった場合、100 万ドル以下の罰金若しくは 30 年以下の拘禁刑、又はその併科に処せられる。

¹¹ 本罪では、何人も、①他者を騙すための、あるいは、(2)虚偽又は詐欺的な見せかけ、意思表示、又は約束を利用して金銭その他の財産を入手するための、計画や計略を既に備え、又は備えることを意図している者が、これらの計画や計略を実行し又は試みる目的で、何らかの書類、記号、信号、画像、又は音声を、州をまたぎ又は国際間で、有線又はテレビジョンにより送信し又は送信させた場合、本編（18 編）に定める金額による罰金（25 万ドル以下）若しくは 20 年以下の拘禁刑、又はその併科に処せられる。本条の違反が預金取扱金融機関に影響を及ぼすものであった場合、100 万ドル以下の罰金若しくは 30 年以下の拘禁刑、又はその併科に処せられる。

¹² 本罪では、何人も、金融機関を騙すための計画や計略、あるいは、虚偽又は詐欺的な見せかけ、意思表示、又は約束を利用して金融機関が所有又は管理する金銭、資金、与信、資産、有価証券又はその他の財産を入手するための計画や計略を実行し、又は実行しようとした場合、100 万ドル以下の罰金若しくは 30 年以下の拘禁刑、又はその併科に処せられる。

証券詐欺（18 U.S.C. 1348¹³）などがある¹⁴。

以上のような犯罪類型が挙げられるが、これに限らず、また、場合によっては州法上の犯罪を対象とすることもあるようである。

イ 対象者

上記アで挙げた各犯罪で想定する犯罪の主体は様々であるが、刑事責任追及の対象者としては、内部者として役員、職員及び弁護士などが、外部者として借主、ローンブローカー及び不動産業者などが、それぞれ挙げられる。

ウ 立件方法

刑事責任追及の対象犯罪のうち、連邦法違反の事案については、所要の捜査の後、DOJの検察官に送致することとなる。

刑事責任追及の対象犯罪は、後述のとおり、原則として大陪審（Grand Jury）により起訴するか否かが決められることとなる。この点、大陪審の申立てを行うか否かを判断するのは検察官であり、FDIC-OIG職員は事案の概要及び証拠とこれにより認定できる事実をまとめた書類を検察官に提出し、検察官による上記判断の資料を提供する。

エ 捜査方法

（ア）端緒・捜査体制

破綻金融機関の旧役員らに対する責任追及に向けた捜査は、FDICにおいては、FDIC-OIG¹⁵が実施している。

FDIC-OIGは、FDICや他の捜査機関（DOJ、連邦捜査局（Federal Bureau of Investigation。以下、「FBI」という。）等）や密告者から提供される情報を端緒に捜査を開始する。

FDIC-OIGによる捜査は、FDICによる紹介（referral）をその端緒とする割合がもっとも多いが¹⁶、監督を司る Division of Risk Management Supervision（以下、「RMS」とい

¹³ 本罪では、連邦証券取引法（15 U.S.C. 78l）により登録された組織により発行された証券に関し、人を騙すための計画又は計略を実行し又は実行しようとした場合、本編（18編）に定める金額による罰金（25万ドル以下）若しくは25年以下の拘禁刑、又はその併科に処せられる。

¹⁴ その他の犯罪としては、横領及び窃盗（18U.S.C.641）、金融機関職員による横領（18U.S.C.644）、詐欺的かつ虚偽の書類（18U.S.C.1001）、管財人からの資産隠匿（18U.S.C.1032）、恐喝（18U.S.C.1951）などがある。

¹⁵ FDIC-OIG及び米国監察総監制度全般については、本稿7頁以下を参照されたい。

¹⁶ 近年の破綻金融機関80行に関する調査のうち、FDICからの紹介（referral）を端緒とするものは42

う。)、破綻処理を司る **Division of Resolutions and Receiverships** (以下、「**DRR**」という。)、法執行を担当する **Legal Division** からの紹介 (referral) の場合のいずれもあり得る。

原則として、1つのケースにつき1名のエージェント (Agent)¹⁷が割り当てられるが、当該エージェントは、他の政府機関のエージェントと情報共有したり、検察官と連絡と取り合いながら捜査を実施する。

FDIC-OIG による捜査は、破綻金融機関のみならず、破綻していない金融機関もその対象であり、**FDIC** が監督している又は預金保険制度の対象となる金融機関に対しても及ぶ¹⁸。

FDIC-OIG は、基本的には連邦法に基づいて刑事事件を立件する傾向にあり、被害金額が大きくない等の理由により連邦法に基づく立件ができないような場合には、州法に基づく立件を行っているようである¹⁹。

(イ) 捜査方法

捜査方法は、資料の確認や関係者からの聴取などがある²⁰。

FDIC-OIG は、後述する **subpoena** (サピーナ 罰則付証拠提出・証人召喚令状) や捜索差押令状 (**search warrant**)²¹に基づき、関係者に記録や報告書その他の書類の提出を求めたり、関係者のインタビューを行って証言を得たりする。

FDIC-OIG は、このような捜査結果に基づき、犯罪行為があると判断した場合には、**DOJ** の検察官に事件を送致する。

FDIC-OIG による捜査は、金融機関の破綻直後から開始される。**FDIC-OIG** 職員は、破綻直後に破綻金融機関のオフィスに行き、証拠を保全し、破綻金融機関の役職員による証拠の隠滅・改ざん等の防止に努める。

なお、米国における金融機関の破綻処理においては、一定期間内に自己資本の改善等が認められない場合には **FDIC** によるレシーバーシップ (**Receivership**) の下に置かれる旨

件 (52.5 パーセント) とのことであった。

¹⁷ **FDIC-OIG** には、数十名のエージェントがあり、各々が金融犯罪等に関する専門知識や経験を有し、このような専門知識や経験を活かして調査を行っているが、例えば、数千人のエージェントを抱える **FBI** 等の他の政府機関に比べ、その規模は大きくないとのことであった。

¹⁸ 2008 (平成 20) 年の金融危機時 (本稿 28 頁以下参照) には破綻金融機関のケースが圧倒的に多かったが、現在では、破綻していない金融機関のケースが多くなっているようである。

¹⁹ その理由として、**FBI** 等との協力を通じてこれらの捜査権限を用いることができるといった理由のほか、州の裁判所は金融犯罪等の経験が多くなく、立証に困難を伴うといった理由が挙げられるとのことであった。

²⁰ その他、公然・非公然の捜査手法として、令状に基づく捜索 (**search warrant**) や同意に基づく監視 (**consensual monitoring**) がある。

²¹ 罪を犯したと足りる相当の理由 (**probable cause**) があると裁判所が判断した場合に発付される。捜索差押令状についての判断は、合衆国憲法第 3 条に規定する裁判官 (**judge**) ではなく、憲法上の裁判官の下で勤務するマジストレイト (**magistrate**) という裁判官が行う。連邦刑事手続において、マジストレイトは、逮捕状、捜索・差押令状の発付など刑事訴訟の初期段階における審問や、特定の軽罪事件の審理などを担当する、極めて限定的な裁判権限を持つ裁判官であり、各連邦地方裁判所によって任命される (島伸一「アメリカの刑事司法」30 頁)。

破綻前に公表されるところ、当該公表後には FDIC の検査官 (examiner) が金融機関に赴き、その役職員による証拠の隠滅・改ざん等が行われないよう監視している²²。

(ウ) 他機関等との連携

FDIC-OIG は、他の機関 (DOJ、FBI、内国歳入庁 (Internal Revenue Service。以下、「IRS」という。)、シークレット・サービス (U.S. Secret Service。以下、「Secret Service」という。) 等) と協力して捜査を実施している²³。

また、FDIC-OIG は民事責任追及に係るケースを直接担当するわけではないもの (後述のとおり、民事責任追及に向けた調査等は DRR 及び Legal Division によって行われる。)、FDIC-OIG による捜査の過程で入手した資料や情報は、民事責任追及に係るケースにおいても共有されているようである。このような情報共有の場では、DRR、Legal Division 及び FDIC-OIG という複数の関連部署において、FDIC-OIG による刑事責任追及に向けた捜査と、DRR 及び Legal Division による民事責任追及に向けた調査のいずれを優先するかなどといった点に関する利害調整が図られるようである。

関連部署の利害が対立する場面においては、基本的に、刑事事件の立件が優先されるようである (例えば、FDIC-OIG 職員及び DRR 職員がある関係者へのインタビューを実施したい意向である場合、前者の都合が優先されるようである。)

ただし、大陪審の手続が開始されて以降は、大陪審手続の機密性 (後述) の観点等から、大陪審で審理されている事柄を公開することが原則として禁じられているため、このような公開禁止の定めを反しないよう、FDIC-OIG 等による資料の利用が制限されるようである。

オ FDIC-OIG 及び米国における監察総監制度²⁴

米国では、従前、政府組織内において、その組織の監査や調査権限を統括する者がいな

²² もっとも、全ての証拠を保全することは、現実的に困難であるとのことであった。

²³ この点、米国における住宅ローン担保証券 (Residential Mortgage Backed Securities。以下、「RMBS」という。) に関する事件の処理に当たっては、本稿 32 頁以下で後述する金融詐欺タスクフォースの存在が他機関との協力関係に大きく寄与したとのことであった。すなわち、金融詐欺タスクフォース内に RMBS に関するワーキンググループが形成され、多くの政府機関の監察総監が一堂に会し、様々な情報を共有するのみならず、顔を合わせることによってお互いをより良く知るようになったとのことである。政府機関同士は各々が独立しており円滑なコミュニケーションが困難となる側面もあるが、ワーキンググループによって円滑なコミュニケーションを可能にしたとのことであった。

²⁴ FDIC-OIG のウェブサイトは以下のとおり。

<https://www.fdicig.gov/>。

また、米国の監察総監制度を紹介した文献として、平井文三「アメリカ連邦政府の監察総監が有する評価機能について」がある。

その他、後述する監察総監法 (the Inspector General Act of 1978) は、以下のサイトで確認できる。

[https://www.ignet.gov/sites/default/files/files/igactasof1010\(1\).pdf](https://www.ignet.gov/sites/default/files/files/igactasof1010(1).pdf)

かったことや、その権限を有する者が設置されていたとしても、その独立性が保障されていなかったことから、その権限の行使・不行使に疑念を持たれかねない状況が指摘されていた。

このような理由から、1978(昭和 53)年に監察総監法(the Inspector General Act of 1978)が制定され、政府の各組織に、独立性を有し、かつ、その組織の監査や調査を統括する監察総監を置くこととなった。この監察総監は、上院の承認の下で大統領が任命するものである。

FDIC においても、上記監察総監法に基づき、監察総監 (Inspector General・IG) が置かれ、その監察総監の下、監査や調査を担当する職員が勤務する部署として、FDIC-OIG が設置された。

FDIC-OIG 設置の目的は、FDIC-OIG が、組織の監査、評価及び調査を実行することにより、詐欺、無駄遣いや権限濫用から組織を保護し、組織の効率的な運営を助けることにある。FDIC-OIG は、組織内のプログラムやオペレーションに関する問題や不備を発見した場合、FDIC 総裁や上院に報告することが義務付けられている。

FDIC-OIG は、FDIC における法執行機関であり、120～130 名の職員で構成され、年間予算は約 3400 万ドルである。

組織のトップである監察総監 (Inspector General) の下に、監査部門、評価部門、調査部門等の部署が置かれ、Assistant Inspector General for Investigation を中心とした調査部門が、犯罪に係る調査(捜査)を担当する。その権限は、FDIC が影響を受けた犯罪にまで広く及ぶ²⁵。

金融機関が破綻した場合における旧役員らに対する責任追及についても、当該破綻金融機関が旧役員らの職権濫用や詐欺により損害を被っていたと判明した場合には、FDIC-OIG がその捜査権限を行使することができる。

また、FDIC-OIG は、FDIC の他の部門(RMS、DRR、Legal Division)や地方支部(Regional office) から犯罪情報について通報を受けることになっているほか、DOJ や FBI 等の政府機関や金融機関等の信頼できる情報提供者から、金融機関の疑わしい行動に関する報告を受けて調査を開始するなどしている。その他、近時では、金融詐欺タスクフォース (Financial Fraud Enforcement Task Force) ²⁶のワーキンググループに FDIC-OIG 職員

²⁵ FDIC やその監督対象となる金融機関が第三者による詐欺等の被害者となった場合も捜査権限が付与され、実際に捜査活動を行っているようである。なお、我が国において、FDIC-OIG のような組織内で捜査権限を有するものとして、刑務隊等の政府組織内の特別司法警察職員を挙げることができる。もっとも、その捜査権限の範囲は異なり、上記特別司法警察職員は、当該組織内に所属する職員による横領や暴行等の犯罪を捜査して検察庁に送致するのが実際上の職務であり、上記 FDIC-OIG のような広範な捜査権限は有していない。例えば、我が国では、ある政府組織が、第三者により詐欺の被害に遭った場合には、当該組織が、当該被害事実につき、警察署や検察庁の捜査機関に告訴を行い、当該捜査機関が捜査を実施するのが通例であるが、米国においては、FDIC 内に設置された FDIC-OIG にその捜査権限が付与され、逮捕・搜索等の強制捜査を含めた単独捜査もできるし、FBI 等他の捜査機関と協力して、合同捜査を実施することもできる。

²⁶ 金融詐欺タスクフォースの詳細については、本稿 32 頁以下を参照されたい。

が参加しており、同ワーキンググループを通じて他の捜査機関が保有している捜査に関する情報の入手が可能となっている²⁷。

(2) 手続

FDIC-OIG が刑事責任追及の対象とする犯罪については、大半が連邦法違反であるところ、連邦法違反の事案については、連邦刑事訴訟法・規則が適用される。

連邦法違反の事案における原則的手続は、「大陪審 (Grand Jury) の請求²⁸→大陪審による正式起訴 (Indictment) →罪状認否 (Arraignment)²⁹→公判前申立手続³⁰→陪審裁判 (Jury Trial) →評決 (Verdict) →量刑手続 (Sentencing) ・判決 (Sentence)」である。もつとも、実際には、有罪答弁 (plea of guilty)³¹がなされ、陪審裁判とならずに決着するケースが大半のようである^{32,33}。

ア 大陪審 (Grand Jury)^{34,35}

大陪審 (Grand Jury) は、非法律家から選ばれる 23 名以下の陪審員 (連邦刑事手続の場合は 16 名以上 23 名以下と定められている³⁶) で構成され、刑事訴追を相当とするだけの証拠があるか否かを審査するものである³⁷。

²⁷ インタビューを行った FDIC-OIG 職員によると、ワーキンググループを通じての他の捜査機関との情報の共有は大変有意義なものであるとのことであった。

²⁸ 請求は検察官が行う。

²⁹ 大陪審の起訴決定と罪状認否手続との期間は、10 日から 3 週間程度。罪状認否手続 (Arraignment) の意味は、法律上、公訴の内容を被告人に正式に示すという告知機能に重点があるものの、実際には、今後の期日を調整・指定するという訴訟運営上の機能が中心を占めている。ローク・M・リード、井上正仁、山室恵「アメリカの刑事手続」202 頁。

³⁰ 公判前申立ては、基本的に、①公訴棄却の申立て (motion to dismiss)、②証拠排除の申立て (motion to suppress evidence)、③証拠開示 (discovery) の申立て、④上記 3 種以外の雑多な (miscellaneous) 申立てに分類できる。ロークほか・前掲脚注 29・215 頁。

³¹ 有罪答弁 (plea of guilty) とは、罪状認否手続 (Arraignment) において、被告人が自己の罪責を認める旨の答弁をすることをいう (田中・前掲脚注 6・643 頁)。有罪答弁の大部分は、検察官と被告人ないし弁護人との間のいわゆる答弁の取引 (plea bargaining) に基づいてなされている (ロークほか・前掲脚注 29・213 頁)。

³² FDIC-OIG 職員によると、正確な数値を把握しているわけではないが、刑事事件全体の約 95% は有罪答弁によって手続を終了しているのではないかと、とのことであった。

³³ なお、有罪答弁がなされる場合の正式起訴以降の流れは、「正式起訴→罪状認否→有罪答弁→有罪決定 (Conviction) →量刑手続・判決」となる。

³⁴ 大陪審は、米国の刑事手続の一つの特徴といえる。今回の出張でインタビューを行った FDIC-OIG の職員によると、大陪審のルーツは英国法にあるが、現在実際に大陪審手続を採用しているのは米国とリベリアくらいのものであるとのことであった。

³⁵ 大陪審の手続に関する記載は、島・前掲脚注 21・36 頁以下を参照した。

³⁶ 18 U.S.C. 3321。

³⁷ 田中英夫「英米法総論 下」444 頁。島・前掲脚注 21・35 頁以下では、大陪審には、「矛と盾」のような次の 2 つの機能があるとされている。1 つは、被疑者に対する政府による訴追活動を認証し、円滑に推進させることであり、もう 1 つは、政府による不当な訴追活動から市民を守ることである。さらに、それ

連邦刑事手続では、原則として、大陪審の正式起訴状 (Indictment) による起訴が行われている³⁸。なお、被疑者が放棄した場合には、大陪審を経由せず、検察官が直接、略式起訴状 (Information) により起訴することになる。

大陪審は、有罪・無罪の評決を下すための小陪審 (Petty Jury) とは異なる。

小陪審は、起訴後の公判手続において、事実認定を行い、有罪か無罪かを定めるものであり、裁判官の役割を担っている。

これに対し、大陪審は、起訴前手続において、捜査を命令・監督し、検察の起訴申請の是非を判断する。大陪審は裁判官というよりは、むしろ捜査・検察の監督者的役割に近く、捜査手続と密接に結びついている³⁹。したがって、大陪審の審理は非公開・秘密裏に行われ、そこに提出された証拠などについて秘密が厳守される。

上記のとおり、大陪審は捜査手続と密接に結びついているが、特に、非現行犯 (non reactive crime) —横領、詐欺や脱税など—の場合⁴⁰には、検察官が大陪審を捜査に利用することがある。

すなわち、犯罪事実を明らかにするため、検察官は、大陪審に subpoena (サピーナ 罰則付証拠提出・証人召喚令状。以下、「subpoena」という。) ⁴¹の発付を申請し、法廷に強制的に関係証拠を提出させ、あるいは証人を召喚して証言させる。その申請には、必ずしも被疑者の特定は必要ないから、例えば、犯人を割り出すため、殺人現場にあった電話記録を提出させ、犯行時間に被害者にかけたと思われる人を subpoena で召喚して、証言させることができる。また、ある事件において、ある人が、犯行時に、犯行現場にあった自動車のナンバーをノートに控えていたならば、大陪審は、subpoena によりそのノートを法廷に提出させることができる。そしてそのナンバーから車の所有者を割り出し、当該所有者

には、検察官が一般市民である大陪審と接触を持つことにより、地域社会が訴追活動についてどのように考え、何を望んでいるか彼らに理解させ、検察活動がそのニーズに絶えず応じられるようにするという副次的な機能もあるとされている。

³⁸ その法的根拠は、合衆国憲法修正第 5 条にあるとされている。合衆国憲法修正第 5 条では、「何人も大陪審の告発または起訴によるのでなければ、死刑または破廉恥罪の責めを負わされることはない。」と規定している。ここで、破廉恥罪とは、全ての重罪 (刑の長期が 1 年を超える罪) の意味に解釈されている。したがって、連邦刑事訴訟法上、被疑者が大陪審の審理を受ける権利を放棄した場合を除いて、重罪の起訴は必ず大陪審によらなければならないのである。なお、被疑者が放棄した場合には、大陪審を経由せず、検察官が直接、略式起訴状により起訴することになる。以上、島・前掲脚注 21・31 頁以下参照。

³⁹ 大陪審は、罪を犯したと疑うに足りる「相当の理由 (probable cause)」(後述) があるかどうかにつき自ら調査することができる。

⁴⁰ この場合には証拠を収集するための捜査が重要になる。捜査方法は事件により千差万別であり、捜索・差押えや情報提供者を利用して情報を集め、あるいは盗聴など特殊な電子機器により証拠を保全することもある。

⁴¹ subpoena は、従わないときには罰を課する旨の警告のもとに一定の日時・場所に出頭すべきことを命じる裁判所の令状である。subpoena には 2 種類ある。証人に対し文書その他の証拠物を提出させるための subpoena duces tecum (サピーナ・デューシーズ・ティーカム) と、証人を喚問するにその出頭命じるための subpoena ad testificandum (サピーナ・アド・テストィフィカンダム) である。田中・前掲脚注 6・820 頁。

を subpoena で召喚して犯行時刻に何をしていたか聞くこともできる。

このように、大陪審には、捜査手続において犯罪事実を明らかにしていくという機能もある。特にそれは、関係者が記録・書類などを捜査機関に閲覧させるのを拒否しているときや、目撃者などが任意の事情聴取に応じないときに有効である。

こうして被疑者の犯行を公判において立証するに足りる証拠が収集されたときに、検察官は大陪審に正式起訴状の発付を申請する。

以下では、大陪審の手続についてより詳しく説明する。

検察官⁴²は、原則として、逮捕から 10 日以内に正式起訴状を大陪審に申請し、正式起訴状の発付を受けなければならない⁴³。

大陪審は 23 名の一般市民により構成され⁴⁴、審理・議決に必要な定足数は 16 人である。

23 名の大陪審が組織されると、裁判官が宣誓させて、大陪審員の職務等について説示を与え、その中から陪審委員長 (foreperson) 及び副委員長 (deputy foreperson)、各 1 名を互選させる。もっとも、大陪審ではほとんどの場合、検察官が審理を申請し、評議を除く審理の進行について中心的役割をつとめる。

裁判官は大陪審の審理に出席せず、審理は大陪審、検察官、証人、裁判所の記録係、通訳 (この必要性については大陪審委員長が決定する。) のみにより行われる。被疑者、弁護人に立会権はない⁴⁵。

大陪審の審理は、検察官の提出した証拠に基づいて進められる。その際、証人については、この者を召喚し、法廷で証言させるという方法がとられる。FBI 等の捜査官のほか、犯罪の被害者などの一般市民も証人としてしばしば召喚され、証言する⁴⁶。

証人尋問の順番は、まず、検察官が尋問し、次に大陪審委員長そして最後に各大陪審員

⁴² 大陪審への正式起訴状の申請は、合衆国代理人事務所の代理人 (補) が行い、その審理を事実上とりしきる。同事務所は、約 55 人の代理人 (補) がおり、そのうち 40 人が刑事事件を担当する検察官として働いている。各検察官は事件の種類別に専門化され、またある事件について検察官が捜査に参加したときは、別の検察官が正式起訴状の発付申請を大陪審に行い、捜査を担当した検察官が大陪審において証人として証言できるようにも配慮される。

⁴³ 被疑者が逮捕されていない場合については、このような制限が格別ないので、公訴時効が完成する前に大陪審に正式起訴状を申請すれば足りる。

⁴⁴ 大陪審員の選任手続は、コンピュータで無作為抽出された候補者の中から、非公開の法廷で連邦地方裁判所裁判官 (各連邦地方裁判所には通常 1 人、大陪審担当の裁判官がいる。) の質問と判断のみによって行われる。

⁴⁵ 被疑者が証人としてそこで自分の意見を述べたいと要望する場合には、通常、大陪審はその話を聞くもののその義務はなく、また、被疑者が証人として証言する際、弁護人の同席は許されないのが通例のようである。被疑者が証言を積極的に要望しない限り、証人として召喚しても当該被疑者には合衆国憲法修正第 5 条上の黙秘権があるので、尋問の効果は期待できない。他方、被疑者が証言を要望し、黙秘権を放棄した場合には、証人として証言させることができる。もっとも、大陪審の審理は秘密裏に行われるので、当該被疑者が自己に対して正式起訴状が申請されていることを知らないケースもあり、この場合、被疑者には、そのような要望を出す機会すら与えられない。

⁴⁶ 例えば、性犯罪事件では、被害者が、現在正式起訴状の申請を受けている者がその犯人に間違いのないなどと証言し、あるいは、銀行強盗事件では、被害銀行の窓口係が被疑者の写真を見ながら、犯人識別証言をするなどである。

が質問する。提出する証拠について厳しい規制はなく、伝聞法則 (hearsay rule)⁴⁷も適用がない。

証明の程度は、有罪評決の基準である「合理的な疑いを容れない」程度 (beyond a reasonable doubt) ではなく、「証拠の優越」の程度 (preponderance of evidence)、いいかえると「相当な理由」 (probable cause) をもって当該犯罪事実が認定できることで足りる。証明すべき事実は2つあり、1つは、連邦犯罪が行われたということ、もう1つは、特定の被疑者がその犯罪を行った、ということである。検察官が提出した証拠により、これらの事実が存在すると「相当な理由」 (probable cause) をもって認定できるとき、証明が果たされたことになる。

大陪審員には、評決後も厳格な守秘義務がある。これは、検察官にも適用があるが、証人には適用がないので、大陪審で何が行われたかについて、証人が公言することはあり得る⁴⁸。

大陪審員は、その権限の範囲内で実行した行為について広範な免責特権 (immunity) が与えられている。

イ 陪審裁判 (Jury Trial)⁴⁹

米国における刑事公判の多くは陪審裁判 (Jury Trial) である⁵⁰。陪審裁判の場合、起訴事実の認定 (有罪・無罪の判断⁵¹) は陪審が行い、裁判官は、それ以外の主に刑事手続上の法的諸問題について判断する⁵²。

⁴⁷ 証人が自ら知覚したのではなく他人から聞いた事実を証言する場合のように、trial (小陪審のような正式事実審理) 外でなされた人の供述であって、当該供述が、その供述内容である事実が存在したことを示す証拠として用いられるものを伝聞証拠 (hearsay evidence) という。その供述者自身が trial で証言するのではなく、書面の形で、あるいは、それを聞いた第三者の証言の内容として、trial に提出されるときには、その事実を直接認知した原供述者の知覚・記憶・表現・叙述の過程に誤りがないかどうかを反対尋問の方法により確認することができないから、典型的に信用性が乏しく、誤りのおそれがあるという理由で、許容性を否定される。これを伝聞法則という。ただし、信用性を保証する特別の状況があるときや、それを用いる特別の必要性があるときはこの限りでないといわれる。以上、田中・前掲脚注 6・404 頁以下参照。

⁴⁸ インタビューを行った FDIC-OIG 職員によると、大陪審手続は公開されず、機密性は厳格であり、陪審員の日常生活や業務への影響等に鑑み、その氏名すら開示されない。ただし、言論の自由は重要な権利とされているため、大陪審手続における subpoena に基づいて証言した者が証言後にその内容を公にすることは禁止されていない (政府の側から公開することが禁止されているのみ)。subpoena に基づく証言において虚偽の事実を陳述した場合には偽証の罪に問われ、その旨の宣誓 (affidavit) もしているため、証言者が証言内容を公にしたとしても、実際の証言とは異なる事実を公表するリスクは低いとされている。

⁴⁹ 陪審裁判に関する記載は、島・前掲脚注 21・161 頁以下を参照した。

⁵⁰ 被告人が陪審を受ける権利を放棄した場合は、陪審員によらない、職業裁判官による裁判、いわゆる「ベンチ・トライアル」 (Bench Trial) が行われる。

⁵¹ 有罪・無罪の判断は、いずれの場合にも通常「評決 (Verdict)」と呼ばれる。評決が下され、あるいは、下せないことが確定するまでが、ここで紹介する公判審理である。具体的な処罰を決める「量刑」と「刑の宣告」は、日本の裁判と異なり、明確に分離されている。それらは「量刑手続 (Sentencing Procedure)」と呼ばれている。

⁵² 陪審裁判 (Jury Trial) は、小陪審 (Petty Jury) による裁判を指す。小陪審 (Petty Jury) は、非法律家から (基本的には無作為抽出的な方法で) 選ばれる (伝統的には 12 名の) 陪審員で構成され、裁判官

陪審による公判審理⁵³は、陪審が起訴された具体的な犯罪事実（訴因（Count）という。）の存否を認定するための手続であり、原則的に公開の法廷で行われる。

裁判官は1名で、法廷における訴訟活動全体を統括する。事実認定を除き、証拠能力の決定を含む訴訟手続上の全ての問題について判断を下し、公判審理が公平かつ円滑に進むように指揮・監督する。

訴訟の構造は、当事者主義であり、刑事訴訟において、原告は検察官であり、起訴事実を立証する基本的責任（挙証責任=burden of proof）を負っている。有罪評決を得るための立証の程度は、「合理的な疑いを容れない」程度（beyond a reasonable doubt）であり、大陪審における「証拠の優越（preponderance of evidence）」する程度（本稿12頁参照）よりかなり重い。その理由は、刑事訴訟では被告人に強力な「無罪の推定（presumption of innocence）」が働いているからである。それに対して、被告人は弁護人に依頼し、防御にあたるのが普通である。

審理の方式は、徹底した集中審理及び口頭弁論主義である。審理日数は、簡単な事件で3日から4日、普通の事件で5日から7日、複雑な事件では2週間程度かかることもある（事件により様々なので、一概にはいえない）。陪審員は、評決を出すまで、当該事件・審理について、他の者と会話することなど⁵⁴を一切禁じられる。

証拠は、陪審の前に口頭で提供され、当事者がそこで意見を述べたものに限るという、口頭弁論主義が徹底されている。不利益を受ける当事者による反対尋問（cross examination）を経ない供述は証拠としてはならない、という伝聞法則（hearsay rule）もあいまって、陪審裁判における公判審理では、次から次へと証人が法廷に現れ、これに対し、当事者が直接尋問（direct examination）と反対尋問を交互に繰り返すこととなる。

以下、公判審理の流れに沿いつつ、基本的な事実審理の手続について簡単に説明する。

【陪審への説示（Jury Instruction）】

公判審理においては、手続の節目で、裁判官による陪審への説示が行われる⁵⁵。

通常、裁判官は、審理開始に当たり、陪審に対し、これから進められる審理の概略、陪

とは別個の機関として法廷に臨み、提出された証拠に基づいて事実の認定にあたるものとされている（田中・前掲脚注37・445頁）。

⁵³ なお、公判審理に先立って行われる重要な手続として、「証拠に関する審問（Evidentiary Hearing）」と「陪審選任（Jury Selection）」がある。前者では公判審理に提出すべき証拠とその提出順序が決定され、後者では12人の陪審員（Juror）と普通は1人か2人の陪審員の交代要員（「Alternative Juror」と呼ばれる。）が選任される。

⁵⁴ 家族はもちろん、陪審員同士でも（ただし、「評議（deliberation）」のときは除く。）会話が禁じられるようである。また、事件に関する新聞やテレビの報道も見てはならないほか、重大事件では、たまたに、陪審員が、審理開始から評決を出すまで、自分の家に帰れず、ホテルなどに隔離され、そこから法廷に通うことを義務付けられることもある（これを「陪審の隔離（sequestration of jury）」と呼ぶ。）ようである。

⁵⁵ 説示の内容は、その都度異なる。陪審は素人であるから、デュー・プロセスに従った審理を進めていく上で、大変重要な機能を営んでいる。

審が評決すべき起訴事実、この挙証責任と証明の程度等の点について、説示する。

【冒頭陳述 (Opening Statement)】

冒頭陳述は、検察官及び被告人・弁護人が、これから審理されるべき事件の性格や法廷に提出しようとする証拠の展望を述べるものである⁵⁶。検察官は、通常、起訴事実とこれを構成する諸要素を証明するために提出しようとする証拠の概要を述べる。それに対して被告側は、弁護人がそれを反駁するために提出しようとする証拠（反証）の概略を述べる。

【検察官の立証 (Presentation of the Prosecution's Evidence)】

検察官の立証は、証拠能力のある証拠 (admissible evidence) に基づいて行われなければならない。証拠の種類には、①実物証拠 (real evidence)⁵⁷、②展示証拠 (demonstrative evidence)⁵⁸、③証言 (testimony)⁵⁹などがあり、これらの証拠は、直接証拠 (direct evidence)⁶⁰である場合と間接証拠 (circumstantial evidence)⁶¹である場合とがある。

証人は、証言に際して宣誓を要求され、真実供述義務が課される。記憶に反する虚偽の供述をした場合には偽証罪で処罰される⁶²。

立証のためには当該証人の証言が不可欠であるが、証言台につかせても合衆国憲法第 5 修正による自己負罪拒否特権 (前掲脚注 62 参照) を行使され、必要な証言を得られる可能性が極めて低い場合がある。この場合、当該証人に対して、その証言に由来する事項につき、刑事上の処罰をしないという免責 (Immunity=刑事免責) を特別に与え、これと引き換えに証人として証言させる方法がある⁶³。

⁵⁶ 田中・前掲脚注 6・607 頁。冒頭陳述自体は証拠ではない。陪審に偏見や予断を与えるような陳述や法律・犯罪事実に関し、自己の意見を述べるような弁論 (argument) を展開することも許されない。また、裁判官の陪審への説示に干渉するような陳述も許されない。陪審による審理を中立・公平に進めていくため、当事者の冒頭陳述は裁判官により厳しくコントロールされる。

⁵⁷ 実際に犯罪に使用した有形物の証拠。例えば、犯罪に使用された凶器、盗まれた財物など。

⁵⁸ 証拠とするのに証人の証言を必要としないで、当該犯罪に関する情報を提供する証拠。地図、X線写真、写真などの実物証拠も含まれる。

⁵⁹ 法的に証言能力のある証人 (witness) による口頭の供述。米国の公判審理では証言が証拠の中心であり、法廷に提出される証拠の大部分を占める。証拠調べは、普通、犯行現場に最初に到着したパトロール警察官が証言台につくことから始まる。そして、目撃者、被害者 (この者が最初になることもある。) の証言とタイムラインに沿いながら証人が呼ばれ、進行する。

⁶⁰ 犯罪事実を直接、推認させる証拠。例えば、「被告人が被害者を銃で撃つのを見た。」という目撃者の証言。

⁶¹ 犯罪事実を間接的に推認させる証拠。例えば、「被告人が銃を持って被害者の家に侵入し、数分後、発砲音を聞いた。その直後、彼がその家を再び銃を手にして出て行くのを見た。」という目撃者の証言。

⁶² 質問に答えると、自分自身が刑事訴追されるおそれが生じる場合にはそれに答えないこともできる。その特権 (Privilege) は、合衆国憲法修正第 5 条で規定されているため、「修正第 5 条による特権」 (Fifth Amendment Privilege) あるいは「自己負罪拒否特権」 (Privilege against Self-Incrimination) と呼ばれている。なお、上記特権について、合衆国憲法修正第 5 条は、「何びとも、刑事事件において自己に不利な証人となることを強制されることはない」旨定めている (田中英夫編集代表「BASIC 英米法辞典」231 頁)。

⁶³ こうした方法は、主にマフィア、国際テロリスト、多国籍企業に関係する事件など、組織のトップを刑事訴追する必要がある組織犯罪の刑事裁判で利用される。組織首脳刑事裁判において、下部構成員に刑

【被告人・弁護人の反証 (Presentation of the Defense's Evidence)】

被告人・弁護人には、検察官の主張に格別答えるべき義務がないものの、通常、次のような 3 種類の防御戦術がとられるとされている。①検察官の主張を反駁する弾劾証拠の提出、②アリバイ (alibi=現場不在証明) の提出、③被告人を無罪とすべき積極的抗弁 (affirmative defense) の提出⁶⁴、である。

【検察官の弾劾証人による弾劾】

検察官は、被告人・弁護人の立証終了後、被告人・弁護人が提出した証人による証言の信用性を減退ないし否定するため、弾劾証人を法廷に召喚して証言させる機会が与えられる⁶⁵。そこでは、以前提出された証拠について議論を蒸し返すことはできず、新たな証拠を提出する必要がある。被告人・弁護人は、それに対して、さらに新たな弾劾証人を召喚することが許される。

【検察官と弁護人による最終弁論 (Closing Arguments by Each Side)】

全ての立証活動が終了すると、各当事者による最終弁論が行われる。最終弁論は、各当事者が直接、個々の陪審員に訴えかける重要な最後の機会である。

まず検察官が、次に弁護人が、それぞれ所定の時間、最終弁論を行い、さらに検察官には、弁護人の最終弁論に反駁するため、再弁論の機会が与えられる。

最終弁論では、検察官と弁護人は、法廷に提出された証拠を整理・体系化し、ここから自己側に有利な解釈・結論を導く。検察官は、被告人が有罪であるとの「合理的な疑いを容れない」程度の立証がなされたので有罪評決をすべきであると弁論し、弁護人は被告人を有罪とするには合理的疑いが残るので無罪評決をすべきであると反論する。

冒頭陳述と異なり、証拠に裏打ちされている限り、各自の意見・推論を述べるのが許される。しかし、その許容範囲は微妙であり、明確に線引きできるものではない。このため、例えば、最終弁論における意見・推論がその許容範囲を超えており、当該最終弁論は証拠に裏打ちされない違法なものではないかといった形で最終弁論の適否が問題になることがある。

【陪審への説示】

最終弁論が終了すると、裁判官が陪審に対し、これからの手続—「評決 (Verdict)」のために議論する「評議 (Deliberation)」と、有罪 (Guilty)・無罪 (Not Guilty) の決定である評決について説明し、注意事項を説明する。

事免責を付与して証言させるのである。したがって、刑事免責は、巨大組織に関する事件が数多く係属する連邦裁判所で多く見受けられる。

⁶⁴ 例えば、正当防衛、責任無能力の主張等がある。

⁶⁵ 「弾劾証人の提出」 (presentation of rebuttal witness) と呼ばれる。

ウ 評決 (Verdict) ⁶⁶

陪審員 12 名は、裁判官の説示後、法廷から隣接する陪審室へと移動し、評議を開始する。

評議の最初に、陪審のまとめ役である陪審長 (foreperson) を互選する。その後、その人を中心に、事件に関して全員で議論し、適当なところで投票を行う。この結果、有罪・無罪のいずれかについて全員の意見が一致すれば、陪審長が評決用紙 (verdict form) に評決内容等を記載し、署名する。これが評決である。評決は、わずかな州での例外を除き、全員一致とされている⁶⁷。

陪審が法廷に持ち帰ってきた評決は、裁判官、検察官、被告人・弁護人ら関係者が出席する法廷で、書記官により『有罪』あるいは『無罪』と読み上げられる。評決手続が終了すると、陪審員は陪審義務から解放される。

陪審員は、大陪審員と異なり、評決後は自由に評議の様態などを他人に話すことが許される⁶⁸。

エ 量刑手続 (Sentencing) ・判決 (Sentence) ⁶⁹

米国の刑事手続では、訴追された犯罪事実の認定手続と量刑 (有罪となった被告人に対する具体的な刑罰を決めること) 手続が峻別されている。

このため、有罪評決を受けた事件について、量刑手続に進むこととなる。

量刑手続では、基本的に、基礎事情となる情報を幅広く集めた上⁷⁰、連邦量刑ガイドライン (Federal Sentencing Guideline) ⁷¹に従って量刑が行われる。

⁶⁶ 評決手続に関する記載は、島・前掲脚注 21・177 頁以下を参照した。

⁶⁷ 評議開始後、陪審員がいくら議論しても、陪審員間の意見対立の溝が大きく、どうしても全員一致の評決に到達できないことがある。これを「評決不成立」(Hung Jury) と呼ぶ。

⁶⁸ 担当検察官や弁護人は残って彼らに評決理由などを質問して後日の参考にし、逆に彼らからの疑問に丁寧に答えて市民サービスをすることがあるとされている。陪審員は、評議中に裁判官の許可なく、陪審員でない者と会話等をしてはならない。また、陪審員は、評議継続中に捜査行為 (例えば、帰宅後、被害者の傷害の程度について自己の主治医から話を聞くなど) をしてはならない。これらに違反した場合には、「審理無効 (Mistrial)」になる。評決不成立あるいは審理無効のときは、検察官が、新たな陪審のもとでもう一度、公判審理を始めから審理し直すか否かを決定する。再審理の場合、陪審選任手続から始まり、最終弁論まで公判手続を全部新たにやり直す必要があるため、裁判所、検察官、被告人・弁護人らあらゆる関係者への負担が大きく、経費もかかる。

⁶⁹ 量刑手続に関する記載は、島・前掲脚注 21・195 頁以下を参照した。

⁷⁰ 量刑の基礎事情となる情報を集める手続として、連邦裁判所の職員たる保護観察官 (Probation Officer) による量刑前調査 (Presentence Investigation) がある。また、裁判官が量刑に関する当事者の主張を聴取する量刑聴聞 (Sentencing Hearing) もある。

⁷¹ 連邦量刑ガイドラインは、連邦量刑委員会 (The United States Sentencing Commission) によって制定されたもので、連邦裁判所の裁判官が連邦上の刑事事件によって有罪とされた被告人の刑の量定をする際の基準を定めたものである。2012 (平成 24) 年版の量刑ガイドラインは、8 つの章から構成され、連邦犯罪について、刑種の選択、刑期の算定手続等、その量刑に関する手続を定めている。特徴的なのは、拘禁刑の量刑に関し、量刑表 (Sentencing Table) を利用して、刑期を算出することになっている点である。

刑の決定及び判決の宣告は裁判官によって行われ、不服がある当事者は、上訴 (Appeal) することができる。

その他、判決に関連する制度として、刑事損害賠償命令 (Order of Restitution) 制度を紹介する。

刑事損害賠償命令制度は、18 U.S.C 3663 以下に規定されており、裁判所が、財産を奪われた被害者に対する損害賠償を刑事被告人に命ずるものである。

18 U.S.C. 3663A(a)(1)-(2), (c)(1)は、被告人が財産に対する罪を犯し、その結果、被害者が直接に被害を受けた場合を刑事損害賠償命令の要件として掲げており、さらに、18 U.S.C 3664(f)(1)(A)は、裁判所は、被告人の経済状況にかかわらず、被害額全額の賠償命令をすべき旨規定し、18 U.S.C 3664(h)は、複数の被告人がいる場合には、それぞれに被害額全額を課すことも、それぞれの被告人の被害者の被った被害に対する責任割合や経済状況に鑑みて被害額を配分することもできるとする。

3 民事責任追及

(1) 専門家責任プログラム (Professional Liability Program)

FDIC による民事責任追及に関しては専門家責任プログラム (Professional Liability Program) があり、同プログラムでは、①費用対効果が大きく有意性が認められる (cost-effective and meritorious) 案件で責任追及を行う、②公共の信頼を維持し、説明責任を果たす、③しかるべきコーポレート・ガバナンスや規律を促す、ことが目的とされている。

この専門家責任プログラムの下、金融機関の破綻時において、FDIC はレシーバーに選任され、責任追及に向けた調査を行う⁷²。

FDIC は、他の連邦行政機関や密告者等から提供される情報を端緒に調査を開始する。

FDIC 職員には、広範な調査権限がある。責任追及に向けた調査は、Legal Division 及び DRR の職員が一緒に行うが、広範な調査権限を有するとされており、subpoena に基づい

量刑表とは、縦軸に被告人の犯行の重大性の程度に関する 43 段階の「犯罪レベル (Offence Level)」を、横軸に被告人の前科等に関する 6 段階の「犯罪歴カテゴリー (Criminal History Category)」をそれぞれ設定した一覧表であり、被告人の犯行について特定された犯罪レベルと、被告人について特定された犯罪歴カテゴリーの縦軸・横軸の交差する点に該当するガイドライン・レンジ (Guideline Range) に定められた刑期の範囲内で、被告人の刑期が決定される。なお、2012 (平成 24) 年版量刑ガイドラインについては <http://www.ussc.gov/guidelines-manual/2012/2012-ussc-guidelines-manual>

を、量刑表については

http://www.ussc.gov/sites/default/files/pdf/guidelines-manual/2012/manual-pdf/Sentencing_Table.pdf

を、それぞれ参照されたい。

⁷² FDIC による責任追及やこれに向けた調査に関する情報は、以下のサイトから確認できる。

<https://www.fdic.gov/bank/individual/failed/pls/>

て記録や報告書の提出を求めたり、インタビューによって証言を得たりする⁷³。

こうした調査によって破綻金融機関の取締役・役員に対する責任追及の訴訟原因（あるいは、その根拠となる資料）を手中にした FDIC は、破綻金融機関に生じた損害の原因を分析するチームを作り、記録や報告書に基づいて調査を行う。調査の結果、取締役・役員の職務違反、あるいは、違法な取引慣行、自己取引等により損害がもたらされたと判断される場合には、FDIC は、取締役・役員に対する損害賠償請求として、民事訴訟を提起する。

FDIC は、その民事訴訟について、法的権限を有している。すなわち、FDIC が自らの判断により訴訟を提起できる旨は、連邦法上明文で認められている⁷⁴。FDIC は、他の政府機関の監督を受けることなく、立法や行政による干渉を受けずに自らの判断に基づいて民事訴訟を提起することができる⁷⁵。

また、FDIC は、破綻金融機関やその株主等が有する全ての権利関係を承継する。

これらの権限が、民事責任追及における FDIC の法的基盤である。

FDIC は、調査結果を踏まえ、案件の有意性 (meritorious) や費用対効果 (cost-effective) を吟味し、民事訴訟を提起するか否かを検討する⁷⁶。

(2) 請求の原因

米国では、S&L 危機⁷⁷の中、破綻金融機関の取締役・役員の責任追及体制の整備を含め、

⁷³ インタビューを行った FDIC 職員によると、金融機関破綻時における責任追及事案では、破綻後約 18 か月間にわたって調査が行われるとのことであった。なお、本文のとおり、インタビューを行った FDIC 職員によると、民事責任追及に向けた調査は DRR 及び Legal Division の職員が行うとのことであったが、FDIC、財務省 (Department of the Treasury。以下、「財務省」という。) 及び連邦準備制度理事会 (Federal Reserve Board。以下、「FRB」という。) の監察総監室 (Offices of Inspector General) が作成する「Enforcement Actions and Professional Liability Claims Against Institution-Affiliated Parties and Individuals Associated with Failed Institutions」5 頁や Michele R. Jones 「FDIC Professional Liability Claims」1 頁によると、Legal Division の中で上記調査に関与するのは Professional Liability Unit (PLU) の職員のようにある。

「Enforcement Actions and Professional Liability Claims Against Institution-Affiliated Parties and Individuals Associated with Failed Institutions」は <http://oig.federalreserve.gov/reports/board-actions-claims-failed-institutions-jul2014.pdf> で参照でき、「FDIC Professional Liability Claims」は <http://www.carlockcopeland.com/Files/FDIC%20Professional%20Liability%20Claims.pdf> で参照できる。

⁷⁴ 12 U.S.C. 1819(a)。

⁷⁵ 12 U.S.C. 1819(J)。このような訴訟提起権限を有する政府機関は多くなく、他の政府機関であれば、訴訟提起は DOJ を通して行わなければならないとのことであった。

⁷⁶ 訴訟提起するか否かについては、FDIC の複数の弁護士のレビューを経た後、役員会等の判断によって決定される。

⁷⁷ S&L は貯蓄貸付組合 (Savings and loan association) の略で、S&L は、主に貯蓄預金を受け入れ、長期の固定金利で住宅融資を実施する金融機関である。「S&L 危機」とは、1980 年代から 1990 年代前半にかけて起こった多数の S&L の経営破綻のことをいう。1986 (昭和 61) 年年初に 3,234 あった S&L は 1995 (平成 7) 年末には 1,645 まで減少し、10 年間で 1,043 の S&L が連邦貯蓄貸付保険公社 (FSLIC) と整理信託公社 (Resolution Trust Corporation。以下、「RTC」という。) の 2 つの連邦当局により閉鎖された (S&L 危機に伴うコストについては合わせて 1,500 億ドルに達するとされている)。原・前掲脚注 4・89 頁参照。

預金保険及び破綻処理を担う組織・財源を改編する金融機関改革救済執行法（Financial Institutions Reform, Recovery, and Enforcement Act of 1989。以下、「FIRREA」という。）が1989（平成元）年に成立した。

FIRREA に特徴的なことの一つとして、立法により拡大・強化された規制当局の権限をもとに、金融機関の破綻処理にあたる FDIC 及び RTC が、金融機関、取締役・役員、金融機関関係者⁷⁸への責任追及をしていったことが挙げられる⁷⁹。

12 U.S.C. 1821(k)は、連邦預金保険加入金融機関の取締役・役員に対して有する損害賠償請求訴訟の原告に FDIC になることや⁸⁰、取締役・役員の忠実義務、注意義務違反に基づく個人的民事責任の基準^{81,82}について定めている。

FDIC は、金融機関の取締役・役員がその注意義務・忠実義務⁸³に違反したことなどを理

⁷⁸ FIRREA により、金融機関の規制当局が、健全性・安全性違反等を理由として、金融機関の業務に関与した当事者に対して、責任追及していく権限が強化された。議会は、金融機関破綻の原因に、取締役・役員はもちろん、会計士、不動産鑑定士、弁護士などの専門家が深く関わっていたことを重視した。FIRREA は、「金融機関関係者（institution-affiliated parties）」という概念を打ち立て、この金融機関関係者に対して「停止命令」、「民事責任追及」、「解任」を含めてそれらの者に対する執行行為の権限を規制当局が有することを明定した。従来それらの執行行為の対象となっていた「取締役、役員、従業員、社外弁護士、株主、コンサルタント、金融機関の経営に関係した者」のみならず、「支配株主、金融機関の代理人、ジョイント・ベンチャー、支配権変動届を提出した又は提出を求められている株主、独立した契約当事者である弁護士、不動産鑑定士、会計士等」をも「金融機関関係者」という概念の中に取り込むことにより、違法行為による損害の発生、拡大を防止しようとした。この点については、吉井敦子「破綻金融機関を巡る責任法制」10頁以下、176頁以下が詳しい。

⁷⁹ 吉井前掲脚注 78・8頁。本稿は、米国の責任追及に関する法制度について、その一般的かつ基本的内容を紹介することを目的とするため、FIRREA の詳細には触れないが、FIRREA 成立の背景やその内容については、岸・前掲脚注 2 や吉井・前掲脚注 78・7頁以下で紹介されている。

⁸⁰ FDIC は、(a) 金融機関の財産管理人、破産管財人として行為し、(b) そのような管理人、管財人として取得、譲渡、承継された訴権、請求、訴訟原因に基づいて行為し、また、(c) 本編（12編）の1823条のもとで規定される資金援助に関連して預金保険加入機関又はその子会社により、一部又は全部について、取得、譲渡、承継された訴権、請求、訴訟原因に基づいて行為するもの、とされている。吉井・前掲脚注 78・35頁以下参照。

⁸¹ 12 U.S.C. 1821(k)の第一文では、「預金取扱金融機関の取締役・役員は、連邦預金保険公社（FDIC）の全部又は一部の利益を害する行為に対して提起され、連邦預金保険公社により、又は連邦預金保険公社を代表し、あるいは連邦預金保険公社の要請、指示による民事訴訟において、適用される州法のもとで定義され、決定される、重過失（gross negligence）、その他同様の行為、または、（故意の不法行為を含む）注意義務を（重過失以上に）懈怠する行為に対して、個人的金銭賠償責任を負う。」と定めている。他方、12 U.S.C. 1821(k)の第二文では、「本項は、連邦預金保険公社が他の適用される法の下で有する権利を損なったり、変更するものではない。」と定めている。吉井・前掲脚注 78・36頁以下参照。

⁸² 前掲脚注 81 のとおり、FDIC が責任追及するに当たっての取締役・役員の注意義務基準について、12 U.S.C. 1821(k)の第一文は、重過失という文言を示すことにより、重過失を統一的基準として定めている（すなわち、軽過失での責任を認める州法は適用されない・ユニフォーム・スタンダード）かのように読める一方、12 U.S.C. 1821(k)の第二文では、「他の適用法のもとで」FDIC の権限が影響を受けない（すなわち、軽過失での責任を認める州法がある場合は同法の適用が排除されない・ミニマム・スタンダード）旨を規定している。このため、12 U.S.C. 1821(k)の解釈を巡っては、従前、判決が分かれていたようであるが、現在は上記ユニフォーム・スタンダードの見解が確立しているようである。この点については、吉井・前掲脚注 78・38頁以下が詳しい。

⁸³ 岸・前掲脚注 2 では、取締役や役員等に係る法的義務の内容は、いわば裁判所によって規定されたコンモン・ロー上の概念としての注意義務・忠実義務であるとされている。また、連邦最高裁判所の判例によれば、取締役や役員に求められる注意義務とは「同一状況下において通常の慎重さと勤勉さを持つ人々であれば用いる程度の注意を払うこと」であり、忠実義務とは「自身の良心と誠実さに従い、本人の利益と自身や第三者の利益を引き換えにしないこと」であると紹介されている。

由として、損害賠償請求を行うこととなる。

これに対し、取締役・役員側の反論（抗弁）として、経営判断の原則（The Business Judgment Rule）⁸⁴が考えられる。

③ 手続

連邦法違反が大半のため、手続法としては、連邦民事訴訟法及び連邦民事訴訟規則が適用される。

民事責任追及としての民事訴訟に係る手続と、米国における通常の民事訴訟手続に違いはない⁸⁵。

原則的な手続は、「訴答（pleading）→開示（discovery）→トライアル前手続（pretrial procedure）→トライアル（陪審・trial）→評決（verdict）・判決（judgment）」というものであるが、和解も活用されている⁸⁶。

以下、各手続について説明する⁸⁷。

ア 訴答（pleading）

訴訟は、管轄の存する裁判所に原告が訴状（complaint）を提出し、訴訟提起手数料を支払うことで開始される。

訴訟開始後、まず両当事者がそれぞれの主張を交互に書面で相手方及び裁判所に伝える手続が訴答である。

訴答では、原告による訴状の提出⁸⁸、訴状に対する被告の答弁（answer）⁸⁹、さらに、被告の答弁に対する原告の反対訴答（reply）が行われる。

このような訴答での手続きを通じて、両当事者が主張する事実（fact）が提示され、争点

⁸⁴ 経営判断原則は、自己又は第三者の利益を図った事実がなく、誠実にその会社の最善の利益を図り、また、判断が十分な情報に基づき相当の手続を経て、経営決定が行われた場合、当該経営決定による会社の損失に係る責任から、取締役や役員を免れさせるというものである。

⁸⁵ FDIC 職員に対するインタビューによる。

⁸⁶ 責任追及事案においても、和解は行われているようである。インタビューを行った FDIC 職員によると、責任追及事案において和解をするためには、DRR 及び Legal division 双方の承認が必要になるとのことであった。和解後、その内容は一般に公開されている（12 U.S.C. 1821(f)）。

⁸⁷ 民事訴訟の各手続に関する記載は、浅香吉幹「アメリカ民事手続法 第2版」を参照した。その他、米国の民事訴訟手続については、トニ・M・ファイン著、牧野和夫監訳「入門 アメリカ法制度と訴訟実務」、樺博行「アメリカ民事法入門」も参照した。

⁸⁸ 原告の訴状には、①裁判所管轄の根拠についての短く平易な陳述、②請求に関する短く平易な陳述、③求められる救済、を記載するものとされている。

⁸⁹ 被告は、原則として訴状送達後 20 日以内に、短く平易な答弁を提出することになっている。損害額以外の主張については、答弁で否認していないと、認めたものとみなされる。消滅時効その他の積極的抗弁（affirmative defense）については、答弁で明示することが求められている。被告が答弁をしない場合は、原告の請求で欠席判決（default judgment）が下される。

(issue) が形成されることになる⁹⁰。

イ 開示 (discovery)

米国民事訴訟法の中で、簡易な訴答手続に代わって事実提示機能及び争点形成機能を担っているのが開示 (discovery) 手続である⁹¹。

開示の方法には、大きく分けて、当事者が相手方からの請求を待つまでもなく開示を行う当然開示 (disclosure)⁹²と、当事者からの請求により、相手方当事者や第三者が行う請求開示 (discovery) がある⁹³。

開示の範囲は広範であり、例えば、後述のトライアル (陪審・trial) で証拠採用されないような伝聞 (hearsay) や意見 (opinion) などにわたる情報であっても、証言録取や質問書によって収集することが認められている。

民事訴訟法上の開示は、裁判所の介入を待つまでもなく、両当事者・弁護士が自発的に行うのが原則であり、裁判所は、開示義務の有無に争いがあった場合にのみ開示義務⁹⁴ありとして開示命令 (discovery order) を発したり、開示義務なしとして保護命令 (protective order) を発することになる。開示義務があるとされたにもかかわらずそれに従わない当事者や第三者に対して裁判所は、裁判所侮辱 (contempt of court) の制裁 (拘禁や罰金) を課すこと⁹⁵ができる。

開示には 3 つの機能がある。

第一は証拠保全である。トライアル前の段階で証拠が散逸することがないように、交互

⁹⁰ 浅香・前掲脚注 87・68 頁以下。

⁹¹ この開示手続によって両当事者は、裁判所の命令を待つまでもなく、自らに有利な証拠・情報も不利な証拠・情報も、あらかじめ相手方と共有しなければならず、米国の民事訴訟の戦略性を低め、実体的真実を発見するための強力な装置となっているようである。(浅香・前掲脚注 87・74 頁)。

⁹² これはさらに、冒頭の当然開示 (initial disclosure)、専門家証言の当然開示 (disclosure of expert testimony)、トライアル前の当然開示 (pretrial disclosure) に分けられる。

⁹³ これはさらに、証言録取 (deposition)、質問書 (interrogatories)、文書提出及び土地立入 (production and entry)、身体及び精神検査 (physical and mental examination)、自白要求 (request for admission) に分けられる。浅香・前掲脚注 87・76 頁。

⁹⁴ 開示義務から除外されるものとしては、秘匿特権とワークプロダクト (work product) というものがある。秘匿特権は、自己負罪拒否特権 (privilege against self-incrimination) のような憲法上のものもあるが、ほとんどは伝統的にコモン・ロー上認められてきたもので、配偶者間、弁護士・依頼者間、医師・患者間、聖職者・信者間の秘密が典型である。このような特権がなければ、万一の場合には法廷の場で公表されてしまうというおそれから上記当事者間のコミュニケーションが広く一般的に阻害されてしまいかねず、秘匿特権のために当該訴訟での実体的真実発見が損なわれる以上に社会的に有害である、という価値判断に基づく。他方、ワークプロダクトの法理は、当事者や弁護士その他の関係者が訴訟のために作成した文書・有体物については、相手方の開示請求から保護するというものである。ワークプロダクトは訴訟ゆえに他の情報源をもとに作成されたものであり、それが開示されてしまうと、自ら訴訟準備することなく、勤勉に準備した相手方の資料にただ乗りすることを認めてしまう可能性があることがその根底にある。以上の点については、浅香・前掲脚注 87・80 頁以下が詳しい。

⁹⁵ 当事者の場合には、本文記載の制裁以外にも、当該争点、当該主張、さらに当該請求について不利な認定をするなどといった制裁を課すこともできる。

尋問に基づく証言を书面化しておくことなどができる。これらの書面などが実際にトライアルで証拠として採用できるかは、伝聞法則 (hearsay rule)⁹⁶の例外になるか否かといった証拠法の問題であるが、両当事者で証拠採用を合意した場合はもとより、法廷での証人の証言と同様の証拠能力 (admissibility) の範囲内で、相手方当事者の証言であれば全面的に証拠として提出できるし、トライアル前に死亡したり出廷できない証人の証言に代替したり、トライアルで異なる証言をした場合に以前の矛盾する証言として提出したり、弾劾 (impeachment) 証拠として提出することなどその利用価値は少なくない。

第二は争点整理である。両当事者が有利不利を問わず手持証拠・情報を相互に供することで、お互いの手の内が判明し、また自らの主張の強弱が確認できる。その結果、争う必要のある問題とない問題とが明確になる。さらに両者の主張の強弱の評価が可能となることで、トライアルの結果の見込みが合理的に把握でき、そこから和解が促進されることになる。

第三はトライアル準備である。トライアルは集中審理でなされるため、両弁護士が十分な準備をしていることが必要であり、とりわけトライアル開始後の不意打ち (surprise) の結果、相手方に対応する機会を与えるための手続停止を余儀なくされることは回避しなければならない。かといって不意打ちによって一方当事者が優位になったままで手続を進行してしまえば、不意打ちの証拠の真否を評価する前提となる多面的検討がなされていないことになるため、実体的真実発見の点からも手続保障の点からも、望ましくない結果となる。開示手続は、両当事者がトライアルで提出する証拠をあらかじめ両弁護士が検討する機会を与えることで、このような不意打ちを防止し、相手を出し抜く戦略を不可能とするのである。

ウ トライアル前手続 (pretrial procedure)

トライアル前手続 (pretrial procedure) では、前述した開示などが行われる。

トライアル前手続は、争点形成、和解促進及びトライアル準備に目的があるとされ、この目的達成のため、様々な方策が設けられている。

例えば、前述した冒頭の当然開示が行われる事件においては、裁判所の別段の命令のない限り、両当事者は早期に会談し、相互の主張を交換し、和解の可能性を探り、冒頭の当然開示及びその後の開示の計画について合意形成を目指さなければならない。

また、裁判官は、両当事者から開示計画の合意結果報告を受けた後、又は両当事者とのスケジュール会議 (scheduling conference) その他の方法で連絡を取った後、一定期間内に、その後の当事者併合、訴答補正、申立て、開示といった手続の完了日に関するスケジュール命令 (scheduling order) を発する。

その他、裁判所は、裁量により、手続管理、争点確定、和解促進、トライアル準備を目

⁹⁶ 伝聞法則については、前掲脚注 47 を参照されたい。

的とするトライアル前会議 (pretrial conference) を随時開催することができるほか、トライアル直前には、トライアルの段取りを決めるための最終トライアル前会議 (final pretrial conference) が開催され得る⁹⁷。

エ トライアル (陪審・trial) ⁹⁸

(ア) 概説

前述のとおり大陪審は刑事事件の起訴を担当する機関のため民事事件にはなく、他方、小陪審は刑事事件及び民事事件のトライアル (正式事実審理) において事実認定を担当する。刑事陪審と民事陪審の基本的な制度は共通である。

民事陪審による審理は両当事者の権利であり、一方当事者が請求することで陪審トライアルとなるが、いずれの当事者も請求しなければ裁判官のみによるトライアルとなる。

(イ) 陪審員選任手続

陪審員候補者は一般市民から無作為抽出で呼び出され、裁判所における予備審問 (voir dire) ⁹⁹などを経て¹⁰⁰、呼出しに応じた陪審員候補者の中から、特定の事件での審理にあた

⁹⁷ これらのトライアル前会議の結果は、トライアル前命令 (pretrial order) に明確化されることになっている。トライアル前命令は後の命令で修正されることがあり得るが、最終トライアル前会議の命令は、明白な不正義を防ぐためでなければ修正されない。

⁹⁸ 民事陪審については合衆国憲法第7修正が、訴額が20ドルを超えるコモン・ロー上の訴訟に関して連邦裁判所における陪審審理を保障している。しかし、この条項は、刑事陪審に関する合衆国憲法第6修正と異なり、合衆国憲法第14修正のデュー・プロセス (法の適正な過程) (due process of law) の一内容として州裁判所での手続にも適用されるものではない。にもかかわらずコロラド州を除く49州では州憲法によって民事陪審の権利を保障しており、その保障の内容に州ごとの違いはあるとはいえ、全ての州裁判所 (プエルトリコ準州を除く。) で民事陪審の制度が維持されている。

なお、合衆国憲法第7修正は「コモン・ロー上の訴訟において、訴額が20ドルを超えるときは、陪審審理を受ける権利が維持される。」などと規定し、合衆国憲法第6修正は「すべての刑事上の訴追において、被告人は、犯罪の行われた州および地区—この地区は、予め法律で定められたものでなければならない—の公平な陪審によって行われる・迅速で公開の裁判を受け、かつ事件の性質と原因とについて告知を受ける権利；自己に不利な証人と対質を求める権利；強制的手続により自己に有利な証人を得る権利、ならびに自己の防衛のために弁護士の援助を受ける権利を有する。」と規定している。以上につき、浅香・前掲脚注87のほか、田中・前掲脚注62・231頁以下を参照した。

⁹⁹ 陪審員候補者が何らかの偏見を有していないか確かめる質問がなされる。裁判官に加え弁護士も当然に直接陪審員候補者に質問できる法域も多いが、連邦裁判所などでは裁判官の裁量で、弁護士からの直接の質問を許すか、弁護士から提案された質問事項を裁判官が取捨選択して陪審員候補者に質問するかが決められる。

¹⁰⁰ 質問への回答の結果、例えば当該陪審員候補者が当該事件の当事者の親類や友人であったり、当該事件に何らかの形で関係していたり、あるいは当該事件についての報道をみてもはや一方当事者に不利な意見を固めてしまっていたりする場合など、中立公正な判断を下し得ないと認定できる候補者については、理由付き忌避 (challenge for cause) により裁判官が候補者から排除する。また、客観的に中立公正ではないとまでは認定できない候補者についても、両当事者は、自分の側にとって不利な判断を下すとされる候補者について、一定数まで理由なしの忌避 (peremptory challenge) によって排除することができる。連邦裁判所の民事事件においては、一方当事者に3名ずつの理由なしの忌避が認められている。

る陪審員¹⁰¹を選定することとなる。

伝統的には小陪審は 12 名の陪審員により構成され、全員一致で評決 (verdict) を下すことになっている。すなわち、通常の民事陪審の場合は、全ての陪審員が証拠の優越 (preponderance of evidence) という証明基準—全証拠を評価してわずかにでも原告有利といえれば原告勝訴、そうでなければ被告勝訴—により原告勝訴又は被告勝訴という結論 (原告勝訴の場合はさらに賠償額の結論) で一致する必要がある、一致しなければ評決不成立となって、評決を出すことなく解散せざるを得ず、さらに手続きを進行させるには、別の陪審を招集して、トライアルをやり直すしかない¹⁰²。

(ウ) 諸原則

トライアルは、直接主義 (事実認定者の面前での審理方式)、口頭主義 (事実認定者に書面ではなく口頭で弁論及び証拠提出を行う審理方式)、集中審理方式 (いったんトライアルが開始されたら終了するまで連日、当該事件についての審理を続行する方式) で行われる。

これらの方式は陪審制でなくとも採用する理由はあるが、素人である陪審員が事実認定を行うこと、仕事等を有する陪審員にとって一気にトライアルを進行させるのが便宜であることなどから、とりわけ陪審審理においてはその必要性が高いとされている。

なお、集中審理を実効的に行うためにも、前述した開示手続等によるトライアル開始までの十分な訴訟準備が重要となる。

(エ) 手続の流れ

トライアル手続は以下のように進行するが、事件によっては被告側の冒頭陳述が原告側提出証拠調べの後に来たり、最終弁論が説示の後に行われたり、といった若干の変更があり得る。またこの流れは陪審トライアルにおけるモデルであるが、裁判官のみによるトライアルでは、説示はもちろんのこと、冒頭陳述及び最終弁論も省略されることがあり、さらに証拠法も厳格さが若干緩和される傾向はある。

【裁判官の説示 (instruction)】

¹⁰¹ トライアルの最初から最後まで在廷した陪審員しか評決に参加してはならないが、長期間のトライアルでは病気などで欠員が生じることもあるため、欠員が出た途端に評決不能となってトライアルのやり直しを余儀なくされる無駄を避けるべく、補欠陪審員 (alternate) も必要に応じてあらかじめ選んでおく。補欠陪審員は、正規の陪審員とともに最初からトライアルに同席して評議に備えるが、評議段階に進んだときまでに正規の陪審員に昇格していなかった補欠陪審員は、評議に貢献することなくその任務を終える。

¹⁰² 12 名陪審及び全員一致制は合衆国憲法の要求ではない。したがって、連邦地方裁判所の民事事件においては、6 名以上 12 名以下の範囲で裁判所が当該事件に必要と考える人数の陪審が審理にあたり、トライアルの間に欠員が出て補欠陪審員 (alternate) による補充をすることなく、評決時まで 6 名以上の陪審員が残っている限り全員一致で評決を下すことができる。また、両当事者の合意があれば、非全員一致評決も、5 名以下になった陪審による評決も認められる。

裁判官が陪審に対して一般的な陪審の任務について説示する。

【冒頭陳述 (opening statement)】

冒頭陳述では、両弁護士が、自分側から見た事件の全体像を、これから証明する枠組みとして伝える。今後の証明活動の予告であるため、多少大風呂敷となっても異議が出されることはあまりない。

【証拠調べ・立証 (presentation of evidence)】

証拠調べはまず原告提出証拠から始まり、次いで被告提出証拠、そして被告提出証拠で新たな問題が出てきたらそれに対して原告からの証拠、そしてそこで新たな問題が出てきたらそれに対して被告からの証拠、というように交互に行われる。

各証拠については交互尋問が行われ、特に証人尋問は、証人の宣誓の後、主尋問 (direct examination)、反対尋問 (cross examination)、再主尋問 (redirect examination)、というように交互に行われる。

【最終弁論 (closing argument)】

証拠調べが終われば、両弁護士が最終弁論を行う。

原告側、被告側、原告側の順に行われるが、トライアルで提出された証拠に基づく弁論しかしてはならず、証拠に基礎付けられない弁論を行えば、相手方からの異議事由となる。

【裁判官の説示 (instruction)】

両当事者の最終弁論が終了したところで、裁判官は当該事件に関して適用される法—どのような事実が認定されればどのような結論が導き出せるかなど¹⁰³—を陪審に説示する。

【評議 (deliberation)】

説示の後に陪審は密室の評議室で評議を行い、評決を下す。陪審員は、原則として、トライアルで両当事者から提出された証拠の内容に基づいて¹⁰⁴議論することとなる¹⁰⁵。

評議の結果、陪審が評決不可能との報告を裁判官にした場合、裁判官は両当事者と協議

¹⁰³ 損害賠償請求の原因となる事実の認定だけでなく、賠償額についても証拠に基づいて算定するよう説示されるが、精神的損害賠償 (pain and suffering) や懲罰的損害賠償については、当該事件に即して陪審が合理的に妥当と考える額、とされるだけであって明確な基準が示されることはないようである。

¹⁰⁴ 陪審員が評議室に入ってから、全て陪審員の記憶に依拠して議論することが要求される法域もある一方で、証拠物を参照することを認める法域もある。しかし、速記録や録音テープで証言内容の確認をすることは通常許されないとされている。

¹⁰⁵ 評議中、証拠や説示について様々な疑問が生じ、陪審が裁判官に対して質問をして助けを求めてくる場合でも、質問内容からみて陪審がどのような心証に傾いているかがかなり推測でき、また陪審の疑問を解消することがどちらの当事者にとって有利かも概ねわかってしまうため、裁判官は、一般に、一方当事者に不当に有利になることを恐れるがゆえに、法廷で既になされた説示を分かりやすく言い換えることすらせずに説示の内容を単に繰り返すだけで、後は全て陪審自身の証拠評価に委ねる傾向にあるようである。

して、本当に絶望的であると判断すればもはやこの陪審で評議を続けることは無意味であるから、トライアルの続行を断念し、陪審を解放することになる。そうすると両当事者はさらに長引く訴訟の時間と費用を考えて、この段階で和解するか、新たな陪審によるトライアルを最初から始めるかで、決断を迫られることになる。

なお、陪審員は、トライアルの間、第三者とはもちろん他の陪審員（ただし、評議の場は除く。）とも事件について議論等をしてはならない。

オ 評決 (verdict) ・判決 (judgment)

評決は、典型的には、原告勝訴（その場合は賠償額も）か被告勝訴かの結論のみを答申する一般評決 (general verdict) の形式で下される。その場合、どのような思考経路を経てその結論に至ったのか、あるいは裁判官の説示に従った評議が行われたのかは、ブラック・ボックスに隠れたままとなる。そこで、陪審が法に則った評決を下していることを確認できるよう、当該事件の法的結論に至るための諸要素を項目化して、それぞれの項目について陪審に答申させる個別評決 (special verdict) の方法を採用することもある¹⁰⁶。

もっとも、個別評決は、その項目化が困難な場合もあるという実際上の問題もさることながら、陪審の任務に対する不当な侵害であるとの考えも根強い。陪審に求められるのは、技術的に厳密な実定法の実現というよりも、実質的正義の実現（法の無視ではなく、その実質内容の実現）であるともいわれている。また、個別評決であると、個々の争点での不一致ゆえに結論では全員一致でも評決不成立となる可能性がある¹⁰⁷。

評決が法廷において宣告された後に、当事者の申立てに基づき、各陪審員に対し、確かにこの評決に自ら賛成したか確認を求める手続 (jury poll) がなされ、陪審は解放される。

裁判官は、一定の場合¹⁰⁸を除き、評決に基づき判決を下す。

¹⁰⁶ 例えば、交通事故事件であれば、事故と傷害との因果関係の有無、過失を構成する作為・不作為が何か、損害額、などについて項目化された答申を行うようである。浅香・前掲脚注 87・131 頁以下。

¹⁰⁷ 浅香・前掲脚注 87・132 頁以下では、例えば、交通事故での過失責任が被告にあることでは一致していても、スピードの出し過ぎ、居眠り、脇見のいずれの点で過失があるかについての意見が分かれていたり、不法行為事件で被告に責任のないことについては一致しているが、作為義務がなかったこと、過失がなかったこと、因果関係がないことのいずれを理由とするかで意見が一致しなかったりすると、評決不能になってしまうことが紹介されている。

¹⁰⁸ 例えば、合理的な陪審であったならば提出された証拠に基づいて一方当事者に有利な判断を下すことはあり得ない、といえるにもかかわらず、陪審が当該有利な判断を評決した場合、裁判官がこの評決と逆の内容の判決を下す「評決とは異なる判決 (judgment notwithstanding the verdict)」があり得る。また、合理的な陪審がその評決を下すことが証拠上およびあり得ないとまではいえないにしてもあまりに証拠全体の状況から疑問である場合や、陪審審理のプロセスで手続上不適切な行為（評議中に酒を飲む、当該事件について新聞記事を読む、独自の調査をするなど）があった場合において、当事者の申立てや裁判官の職権に基づき、再審理 (new trial) が行われる場合もあり得る。その他にも、評決の賠償額が過大であると敗訴被告が申し立てている場合、不利益変更させられる勝訴原告が同意するのであれば、裁判所は再審理に代えて賠償額を合理的といえる額まで減額 (remittitur) することができるし、他方、評決の賠償額が過小である場合に、不利益変更させられる敗訴被告の同意を条件に合理的といえる額まで増額 (additur) することも、法域によっては可能である。

4 規制当局による執行行為（制裁金制度）

金融機関破綻時における責任追及に関連する制度として、FDICをはじめとする金融機関の規制当局には、金融機関に法令違反等があった際、執行行為に係る制度として、①制裁金制度（civil penalty）、②終了・停止命令¹⁰⁹、③解任、職務停止、業務参画禁止命令¹¹⁰がある¹¹¹。

本稿では、制裁金について、その一般的な概要を紹介する¹¹²。

米国の連邦行政機関の多くは、金融機関、取締役、役員、一定の違法行為に関与した者に対して制裁金を課す権限を有している。

このため、ある連邦行政機関が監督権限を有する金融機関（あるいはその取締役等）について、一定の法令違反があった場合、当該連邦行政機関は、それが犯罪に当たる場合には DOJ に刑事告発を行う権限と併せて、自らの命令で、又は裁判所に請求して、違反者に対して制裁金を課す権限を有している。

米国の金融機関を監督する行政機関は、預金保険制度に加入している金融機関に対して監督権限を有する FDIC をはじめ複数存在している¹¹³。

そして、それぞれの監督機関は、監督する金融機関及びその関係者（Institution-Affiliated Party）¹¹⁴の違反行為に対して制裁金を課す権限を付与されている¹¹⁵。

連邦の金融監督機関は、法律、規則又は連邦の金融監督機関が発した命令に違反した金融機関又は機関関係者に対して、制裁金を課すことができる¹¹⁶。

¹⁰⁹ 終了・停止命令は、①金融機関の経営遂行上の安全性・健全性を欠く取引慣行に関わった場合、②法律、規制、レギュレーションに反した場合、③申立ての関係代理人による承認に関する条件、規制機関の要望あるいは代理人との書面による合意に反した場合、に発せられる。停止命令は、金融機関又は金融機関関係者個人、あるいは双方に対して発出が可能である。

¹¹⁰ 取締役・役員に、法律・規則違反、業務停止命令違反、安全性・健全性を欠く取引慣行への関与、信託義務違反等があった場合、金融規制当局は、その監督権限の一手段として、当該取締役・役員を解任し、その職務を停止し、さらには、金融機関の業務に関与することを禁じることができる。

¹¹¹ 吉井・前掲脚注 78・149 頁以下参照。

¹¹² 米国の制裁金制度を紹介したものとして、佐伯仁志「経済犯罪に対する制裁について」法曹時報 53 卷 11 号 1 頁以下がある。その他、制裁金制度全般については、宇賀克也「SEC による法執行の改革」ジュリスト 990 号 38 頁以下、村上暦造「アメリカ合衆国におけるシビルペナルティー」海上保安大学校研究報告 23 卷 2 号 141 頁以下、村上暦造「行政庁による処罰—行政命令違反に対する非刑事的金銭罰」ジュリスト 764 号 110 頁以下がある。本項の制裁金に関する記載は、上記佐伯論文を参照した。

¹¹³ 例えば、連邦から免許を付与される国法銀行については財務省の通貨監督庁（Office of the Comptroller of the Currency）が、金融持株会社については FRB が、それぞれ第一次的監督権限を有している。

¹¹⁴ 前掲脚注 78 参照。金融機関関係者には、当該金融機関の役員、従業員、支配的株主の他に、当該金融機関と契約を結んでいる者（弁護士、会計士等も含まれる。）で、銀行に損害を与えるおそれのある法令違反行為、信任違反行為、もしくは危険かつ不健全な活動（unsafe and unsound practice）を行った者も含まれている。

¹¹⁵ 連邦の金融法は、以上のような金融監督機関が課す制裁金に加えて、銀行詐欺罪をはじめとする主要な金融犯罪を犯した者に対して、司法長官が裁判所に制裁金の賦課を請求する権限も規定している。この点については、岸・前掲脚注 2 を参照されたい。

¹¹⁶ 12 U.S.C. 1818(i)(2)。制裁金額は、主観面（故意、重過失、無視過失の別）を含めた行為の悪質性によって三段階に分かれている。最も金額が低い第一段階（無過失の場合を含む）では 1 日につき 5000 ドル以下、最も金額が高い第三段階（故意）では 1 日につき 100 万ドル以下、中間の第二段階（重過失・過

連邦の金融監督機関は、制裁金額の決定に当たり、資産の規模、違反者の誠実さ、違反の重大性、違反歴、その他正義の観点から考慮すべき要素を考慮しなければならない¹¹⁷。

制裁金は書面によって通知され、20日以内に審判の申し立てがなければ確定する¹¹⁸。

連邦の金融監督機関は必要があれば、裁判所に対して、制裁金支払いの確保のために違反者の財産に対する保全命令を請求することができる¹¹⁹。

第3 近時の責任追及体制に関する状況

1 概説

これまで、米国の責任追及に関する基本的な法制度・法的枠組みを紹介してきた。

本項では、近時の動向として、2008（平成20）年9月以降の米国における責任追及体制について、可能な限り紹介したい¹²⁰。

米国における金融危機は、いわゆるサブプライム・ローンに端を発するとされている。

いわゆるサブプライム・ローンとは、所得の低い人やクレジットカードで返済遅滞を繰り返す人等信用力の低い個人を対象とした住宅ローンのことである。通常の住宅ローンに比べて、審査基準は緩くなっており、米国で住宅ブームが本格化した2004（平成16）年頃から普及・拡大した。

一般にサブプライム・ローンは、最初の2年ほどは金利が低く固定され、それ以降は大幅に金利が高くなり、なおかつ変動金利が採用される仕組みになっているため、利用者は、購入した住宅の価格が値上がりした時点で、その住宅を担保にローンを借り増して対応したり、信用力が高い個人向けの「プライムローン」に借換えを行い、金利負担を軽減するといった措置を講じていた。

しかし、2006（平成18）年、米国の住宅ブームが終わって住宅価格が上昇から下落に転じると、このような担保価値を裏付けとした借増しや借換えができなくなった。さらに、FRBが実施した利上げによってローン金利が上昇したことも影響し、ローンの返済が行き詰まるケースが続出した。

そして、多くのヘッジファンドや金融機関がサブプライム・ローンと直接的・間接的に

失)では1日につき2万5000ドル以下とされている。

¹¹⁷ 12 U.S.C. 1818 (i) (2)(G)。

¹¹⁸ 12 U.S.C. 1818 (i) (2)(E)。

¹¹⁹ 12 U.S.C. 1818 (i) (4)。

¹²⁰ 米国金融機関の破綻件数は、2007（平成19）年に3件、2008（平成20）年に25件、2009（平成21）年に140件と増え続け、2010（平成20）年に157件とピークに達し、その後は、2011（平成23）年に92件、2012（平成24）年に51件、2013（平成25）年に24件、2014（平成26）年に18件、2015（平成27）年に8件と減少している。

関係を持っていたことからさらに問題は悪化した。すなわち、同ローンで個人に融資した住宅ローン会社は、回収リスクの一部を回避・転嫁する目的でその債権を小口証券化し、**RMBS**¹²¹として売り出していたところ、**RMBS**は米国債等に比べて利回りが高かったため、ヘッジファンド等がこれを購入した。ヘッジファンドは銀行や証券会社等から資金を借り入れ、**RMBS**の投資を大きく膨らませていき、さらには投資信託など、一般の投資家向け金融商品の中にも**RMBS**を組み入れるものが現れた。

こうしてサブプライム・ローンに関連した投資が世界中に広がる中、2007（平成19）年から2008（平成20）年にかけて同ローンの焦げ付きが増加し、**RMBS**の価格が大きく下落した。住宅ローン会社の破綻が相次ぐとともに、**RMBS**に投資していたヘッジファンドや、その資金を提供した金融機関も連鎖的に損失を被ることになった。

このようなサブプライム・ローン関連の損失により、2008（平成20）年9月15日に米国第4位の大手証券会社リーマン・ブラザーズが破綻し、さらに、同月16日には米国保険最大手AIG（American International Group）を政府管理下に置く旨の決定がなされるに至った。いわゆる「リーマン・ショック」である。

リーマン・ブラザーズは元来、債務ビジネスに強みを持つ証券会社であったが、破綻直前の時期は特に住宅ローンや商業用不動産ローンの証券化業務に注力する傾向にあり、例えば同社が保有していた商業用不動産関連資産は、総資産の約8パーセントに達し、他の大手銀行や大手証券よりも高い割合となっていた。これらを証券化商品の原資産として保有していたが、住宅バブルの崩壊をきっかけに急速に値下がりし、サブプライム・ローン関連商品の在庫（売れ残り）とともに、巨額の損失を抱え込む一因となったようである。

リーマン・ブラザーズは、2008（平成20）年3～5月期決算で純利益が上場以来初の赤字を記録し、同年9月10日には、同年6～8月期決算においてサブプライム・ローン問題に伴う評価損等を追加計上し、2四半期連続で赤字に陥ることを発表した。この間、韓国政府系の韓国産業銀行との増資交渉が不調に終わると、同社株への売りが殺到し、同年9月9日から12日までの4日間で株価は実に80パーセントも下落した。その結果、同社は負債総額6130億ドルという米国史上最大の倒産に追い込まれたわけである。

一方、AIGは、本業の生損保事業は利ざやが薄いうえに契約が思うように伸びないため、上記政府管理下に置く旨の決定の直前の時期、住宅ローン担保証券への投資や証券化商品の保証業務など、事業の多角化を進めていた。中でも同社が力を注いだのが、**CDS**（Credit Default Swap・企業向け融資や証券化商品が焦げ付いた際に、その損失を肩代わり（保証）するもので、いわば信用リスクの保険のようなもの。）と呼ばれる金融派生商品の取引であり、AIGによる**CDS**の保証残高は、自己資本の5倍以上に達していたほか、同社は自己資本に匹敵する規模の住宅ローン担保証券も保有していた。サブプライム・ローン問題や米国景気の低迷により、**CDS**の保証金支払い要求が増加したうえ、保有する住宅ローン担保証券の価値も下がり、同社の経営を急速に悪化させた。

¹²¹ 前掲脚注23参照。

AIG は、サブプライム・ローン関連の損失が膨らみ続け、2008（平成 20）年 4～6 月期まで 3 四半期連続で赤字に転落していたところ、7～9 月期も 100 億ドルを超える損失を計上する見通しとなり、同年 9 月 15 日には格付会社 3 社が AIG の格付をいっせいに引き下げた。これを受けて同月 16 日に AIG の株価は一時、前日比マイナス 74 パーセントにあたる 1.25 ドルまで下落した。AIG は資本不足を補うため、100 億ドル規模の増資計画を発表したが、引受先の目途はたらず、最終的に米国当局は AIG に対して最大 850 億ドル（約 9 兆円）の緊急融資を行い、同社を政府管理下に置くことを決定した。

さらに、同年 9 月後半には、財務内容が比較的健全と見られていた米国証券 1 位のゴールドマン・サックスと、同 2 位のモルガン・スタンレーも株価が急落し、両社は銀行持株会社へと移行した。

2 不良資産救済プログラム (Troubled Asset Relief Program・TARP) ¹²²

米国政府は、金融危機に対処するため、様々な救済策を講じた。その代表的なものの一つが、2008（平成 20）年 10 月 3 日に、ブッシュ政権の下で成立した金融経済安定化法（Emergency Economic Stabilization Act of 2008・EESA）に基づき創設された不良資産救済プログラム（Troubled Asset Relief Program。以下、「TARP」という。）であった。

この TARP は、金融危機の原因ともなった不動産市場を安定化させるために、不良資産化した住宅・商業用不動産関連の証券化商品を買収することを主な目的としており、財務長官（United States Secretary of the Treasury）に対し、金融安定化のために必要な場合に、あらゆる金融商品を購入することができる 7000 億ドルの支出権限を付与するというプログラムである。

TARP は、12 のプログラムで構成されており、①金融機関支援（資本注入、債務保証等）、②自動車産業支援（緊急融資、資本注入等）、③資産流動化支援（証券化市場の支援）、④住宅市場支援（返済条件見直し等）の 4 つのカテゴリーに大別できる¹²³。

このうち、①の金融機関支援については、金融機関に対し公的資金を直接投入することにより金融危機を回避するというものであるが、そのプログラムのうちの 하나가、資本注入プログラム（Capital Purchase Program・CPP）であり、あらゆる規模の金融機関を対象とし、リスクウェイト資産（リスクに応じて一定の掛け目を乗じて算出した資産）の 1 パーセント以上 3 パーセント以下まで、財務省による優先株の購入や普通株の新株予約権（ワラント）の取得等を通じて資本注入するプログラムである。

上記 CPP により、2009（平成 21）年 12 月末までに、707 行に対して、2049 億ドルの

¹²² 不良資産救済プログラムのサイトは以下のとおり。

<https://www.treasury.gov/initiatives/financial-stability/TARP-Programs/Pages/default.aspx>

¹²³ Baird Webel 「Trouble Asset Relief Program(TARP): Implementation and Status」2 頁以下参照。上記資料は以下のサイトで参照できる。

<http://fas.org/sgp/crs/misc/R41427.pdf>

資本注入が実施され、2015（平成 27）年 12 月末時点で、返済や金利・配当などにより 2267 億ドルが回収されている¹²⁴。この CPP が、後述の破綻したコロニアル銀行の事例において悪用された。

そのほか、集中投資プログラム（Target Investment Program・TIP）というものもある。これは、大手金融機関への公的資金投入により、金融システムの安定化を図るため設けられたプログラムである。オバマ政権になった後、バンク・オブ・アメリカ（Bank of America）やシティグループ（Citigroup）に対し、この TIP により、優先株購入を通じて、それぞれに 200 億ドルの公的資金が注入されたことなどが例として挙げられる¹²⁵。

また、今回の金融危機においては、製造業だけではなく金融業をも行っていた自動車産業への打撃が大きかった。その救済のため、上記②の自動車産業支援プログラム（Automotive Industry Financing Program・AIFP）が作成され、米国における大手自動車会社 3 社のうち、ゼネラルモーターズ（General Motors）とクライスラー（Chrysler）への融資・資本注入が実施された¹²⁶。

上記③の資産流動化支援プログラムについては、今回の金融危機の原因ともなった証券化市場に対する支援を実施することで、その証券に表象されている資産である消費者や企業向けローン市場に資金供給することを目的としたプログラムである。そのうちの一つである官民共同投資プログラム（Public-Private Investment Program・PPIP）は、不良資産の買取りを行うものであり、官民共同の投資ファンドを設立して不良資産化した貸出債権と証券化商品を買取るプログラムである。そのほかには、ターム物資産担保証券貸出制度（Term Asset-Backed Securities Loan Facility・TALF）などがあり、これは、資産担保証券を担保としてニューヨーク連邦準備銀行が最大 2000 億ドルの貸出を行うことができ、財務省が最大 200 億ドルまでの損失をカバーできるというものである。

そして、上記④の住宅支援プログラムの一つとして、前述のとおり、住宅ローンの支払いができなくなった債務者に対する差押えによる社会的混乱をできる限り抑えるため、住宅返済条件緩和プログラム（Home Affordable Modification Program・HAMP）が創設された。このプログラムは、住宅ローンの履行遅滞に陥っている債務者や債務不履行の危険のある債務者に対して、月収の 31 パーセント以下に毎月の支払条件を緩和するように、金融機関やサービサー等の債権者と債務者との間の合意を促すために、インセンティブの支

¹²⁴ 以下のサイトを参照。

<https://www.treasury.gov/initiatives/financial-stability/TARP-Programs/bank-investment-programs/cap/Pages/payments.aspx>

¹²⁵ 以下のサイトを参照。

<https://www.treasury.gov/initiatives/financial-stability/TARP-Programs/bank-investment-programs/tip/Pages/default.aspx>

¹²⁶ なお、GM 及びクライスラーは、資本注入を受けたものの、債権者との債務削減交渉が決裂したことから、それぞれ、連邦破産法 11 条による申請を行い、法的整理が行われ、新会社への資産譲渡がなされ、その後も、新会社に対し、このプログラムによる支援が継続された。その他、以下のサイトを参照。

<https://www.treasury.gov/initiatives/financial-stability/TARP-Programs/automotive-programs/Pages/overview.aspx>

払を行うものである。

なお、TARPにおいては、特別監察総監（the Special Inspector General for the Troubled Asset Relief Program。以下、「SIG-TARP」という。）が設置されており、同組織が、TARPにおける監査業務及びその所掌事務に係る司法捜査業務を行うこととなる。

3 金融詐欺タスクフォース（Financial Fraud Enforcement Task Force）¹²⁷

他方、米国政府が、役員に対する高額報酬の支払いを行っていた金融業界に対し、国民の血税を原資とする公的資金を投入することについては、当然、国民からの厳しい批判にさらされた。リスクを顧みない乱脈経営を行い、金融危機を引き起こした金融機関の経営陣に対しては、厳しい責任追及を行うべきとの批判がなされたのである。

そこで、2009（平成21）年11月、金融機関に対する厳正な責任追及を行うために、オバマ大統領による執行命令（The President's Executive Order¹²⁸）に基づき、金融詐欺タスクフォース（Financial Fraud Enforcement Task Force）が設立された。

金融詐欺タスクフォースは、20以上の政府機関と94機関にも上る連邦地方検察庁及び州当局が参加したもので、金融機関の経営陣の行為に起因した損害の回復、金融犯罪の捜査、訴追に向けての体制が強化されたものであり、連邦司法長官（The Attorney General）を長とし、主に、DOJその他各機関¹²⁹の上席クラス（senior-level）の担当者をメンバーとして構成されており、連邦・州のあらゆる組織の連携を念頭に置いたものであるといえる。

この金融詐欺タスクフォースは、金融、有価証券、商品先物取引等における詐欺、郵便・電信詐欺、脱税、マネーロンダリング、虚偽請求取締法（False Claims Act）違反、不正競争、その他の金融犯罪等の捜査及び訴追のため、司法長官に助言を行うこととなっており、金融危機や経済回復に向けた措置に関連した金融犯罪、法律違反に対する捜査及び訴追など5つの任務¹³⁰を目的としている。

¹²⁷ 金融詐欺タスクフォースのサイトは以下のとおり。

<http://www.stopfraud.gov/>

¹²⁸ 13519号大統領執行命令。同命令は、議会の承認を要せずに発することができ、法律と同じ拘束力を有するものである。

<http://www.whitehouse.gov/the-press-office/executive-order-financial-fraud-enforcement-task-force>

¹²⁹ DOJ、FDIC、IRS、FBI、SEC、Secret Service、FRB、財務省、住宅都市開発省（Department of Housing and Urban Development。以下、「住宅都市開発省」という。）、商務省（Department of Commerce）、労働省（Department of Labor）、国土安全保障省（Department of Homeland Security）、商品先物取引委員会（Commodity Futures Trading Commission）、米国連邦住宅金融庁（Federal Home Finance Agency）、金融犯罪施行ネットワーク（Financial Crimes Enforcement Network）、連邦取引委員会（Federal Trade Commission）、通貨監督庁（Office of the Comptroller of the Currency）、景気回復法説明責任・透明性委員会（Recovery Accountability and Transparency Board）、米国郵便局調査部（U.S. Postal Inspection Service）、各当局に設置された監察総監（federal inspectors general）、SIG-TARP、各州司法長官（state attorneys general）。

¹³⁰ ①金融危機や経済回復に向けた措置に関連した金融犯罪、法律違反に対する捜査及び訴追、②上記犯罪収益の回復、③貸出・金融市場における差別への取組み、④金融犯罪に対する捜査・訴追権限を有する連邦、州、地方当局間の連携強化、⑤国民、被害者、金融機関、非営利組織らに対する詐欺スキームの看

さらに、金融詐欺タスクフォースの中には、その目的ごとに、いくつかのワーキンググループが設立されている。

その一つとして、Mortgage Fraud Working Group がある。これは、前述のサブプライム・ローン問題に関連して、住宅ローン詐欺が横行していたことに鑑み、特別のワーキンググループが設立されたものである。このメンバーには、DOJ のほか FDIC、IRS、FBI などが含まれており、月に 1 度程度の割合で会合が開かれている。

また、後述するコロニアル銀行の事例を取り扱ったワーキンググループとして、Rescue Fraud Working Group が設立されている。これは、前述の不良資産救済プログラムである TARP が設立されたことに鑑み、かかる公的資金注入制度に関連する犯罪に対しては、厳しく対処すべきとの要請から設立されたものである。このワーキンググループのメンバーとしては、DOJ のほか、FDIC-OIG、IRS、SEC、SIG-TARP 等が入っている。このワーキンググループの成果としては、2010（平成 20）年において、1 億 5180 万ドルの資産回収、被告人 16 名の有罪判決、12 社に対する民事提訴等が挙げられている。

金融詐欺タスクフォース全体としては、2014（平成 26）年において、逮捕者 57 名、起訴人数 92 名、有罪人数 89 名、罰金、刑事賠償、資産没収の総計は、5 億 8700 万ドルに及んでいる。次に紹介するコロニアル銀行の事例についても、この金融詐欺タスクフォースによる成果であると発表されている¹³¹。

第 4 近時の具体的事例（コロニアル銀行（Colonial Bank））

最後に、近時の具体的な責任追及事例として、コロニアル銀行（Colonial Bank）の事例を紹介する。

1 事案の概要等¹³²

破・防止への啓蒙活動の 5 つの任務である。以上につき、金融詐欺タスクフォースの「FIRST YEAR REPORT」を参照した。なお、「FIRST YEAR REPORT」は以下のサイトで確認できる。

<http://www.stopfraud.gov/docs/FFETF-Report-LR.pdf>

¹³¹ 以下のサイトを参照した。

<http://www.fbi.gov/washingtondc/press-releases/2011/former-colonial-bank-senior-vice-president-sentenced-to-eight-years-in-prison-for-fraud-scheme>

¹³² ファルカスらの判決内容に係る DOJ 等のプレスリリース及び FDIC-OIG 「Material Loss Review of Colonial Bank, Montgomery, Alabama」を参照した。

ファルカスらの判決内容に係る DOJ 等のプレスリリースは以下のサイトを参照されたい。

<http://www.justice.gov/criminal-vns/case/farkasl>

<http://www.justice.gov/sites/default/files/criminal-vns/legacy/2011/12/06/08-09-11farkas-restitution-%20filing.pdf>

<http://www.justice.gov/opa/pr/former-treasurer-and-president-taylor-bean-whitaker-each-sentenced-prison-fraud-sceme>

<http://fbi.gov/washingtondc/press-releases/2011/former-tbw-ceo-sentenced-to-40-months-in-prison-for-fraud-scheme>

<http://www.justice.gov/criminal-vns/case/kissicke>

(1) 当事者

【TBW 社】

- ・ファルカス (Lee Bentley Farkas)
TBW 社の業務執行役員 (executive officer) かつ同社の主要な株主
- ・ボウマン (Raymond Bowman)
TBW 社社長 (President)
- ・アレン (Paul Allen)
TBW 社代表執行役 (chief executive officer)
- ・ブラウン (Desiree Brown)
TBW 社会計係
- ・ラグランド (Sean W Ragland)
TBW 社に所属する証券アナリスト¹³³

【コロニアル銀行】

- ・キシック (Catherine Kissick)
コロニアル銀行副社長 (vice president) 兼住宅ローン部長
- ・ケリー (Teresa Kelly)
コロニアル銀行住宅ローン部の執行責任者

(2) 事案の概要

コロニアル銀行 (Colonial Bank) は、アラバマ州モンゴメリー市に本拠を置く金融機関であり、アラバマ州から銀行免許を付与された州法銀行として、州当局及び FDIC から監督を受けていた。

一方、テイラー・ビーン・ウィットカー・モーゲージ・コーポレーション (Taylor, Bean & Whitaker Mortgage Corp. 以下「TBW 社」という。) は、フロリダ州オカラ市に本拠を置く、いわゆる住宅ローン会社であり、個人に対し、住宅ローンにより金銭を貸し付けるほか、他の金融機関から住宅ローン債権を買取るなどし、それらの住宅ローン債権を証券化した商品 (前述した住宅ローン担保証券、RMBS) 等を投資家に販売するなどしており、その取引量は、米国の当該業界内でもトップ 10 内に入るものであった。TBW 社は、コロニアル銀行に口座を開設し、同行から融資を受けるとともに、同行との間で住宅ローン債

<http://www.justice.gov/criminal-vns/case/kellyt>

また、FDIC-OIG「Material Loss Review of Colonial Bank, Montgomery, Alabama」は以下のサイトを参照されたい。

<https://www.fdicig.gov/reports10/10-031.pdf>

¹³³ 投資業務を行う専門家であり、米国にある Chartered Financial Analyst Institute が認定する投資業務の国際資格などがある。

権の取引等を行っていた。

このTBW社の資金調達スキームは、住宅ローンを証券化して投資家から資金調達を行うというものであり、その証券を購入していた投資家としては、政府系の連邦住宅金融抵当公庫（Federal Home Loan Mortgage Corporation, FHLMC, 通称 Freddie Mac, フレディマック¹³⁴）等であった。また、TBW社は、政府系の連邦政府抵当公庫（Government National Mortgage Association, GNMA, 通称 Ginnie Mae, ジニーメイ¹³⁵）から支払い保証を受けたり、住宅ローン債務者が債務不履行（デフォルト）を起こした場合でも、TBW社が投資家に対する支払義務（パススルー）を負うなどするスキームを使い、その証券価値を高めて投資家に販売していた。

さらに、TBW社は、オカラファンディング（Ocala Funding Limited Liability Corporation）という従業員の全くいない特定目的会社を設立して保有しており、オカラファンディングは、TBW社が貸付又は購入した住宅ローン債権を購入し、証券化して金融機関等の投資家に販売するなどの業務を行っていた。

このように、TBW社は、最終的に証券化による資金調達を行っていたものであるが、資金繰りをつなぐ場合等に、コロニアル銀行から融資を受けるなどしていた。

TBW社は、2002（平成14）年初頭頃から、自己のキャッシュフローに問題を抱え、連邦住宅金融抵当公庫など投資家への支払い、従業員への給与の支払いなど多額の経費に窮していたことにより、コロニアル銀行に開設していたメイン口座の貸越残高が上昇していた。このため、ファルカスらは、貸越額が上限を超えないように、TBW社の他の口座から資金をかき集めるなどしていたが、2003（平成15）年頃には、その損失額が数千万ドルに膨らんだ。

そこで、ファルカスらは、上記損失を隠蔽し、これを埋め合わせるため、TBW社とコロニアル銀行との間で、住宅ローン債権に関する架空取引（fictitious sales）を行った。すなわち、ファルカスらは、コロニアル銀行を騙し、存在しない住宅ローン債権やTBW社が既に第三者に売却済みの住宅ローン債権をTBW社から購入させ、このような価値のない

（worthless）住宅ローン債権に係る購入代金の名目でコロニアル銀行から金員を詐取した。

そして、ファルカスらは、上記詐欺を行う際、購入に係る住宅ローン債権に関して虚偽の情報をコロニアル銀行の担当部署に送信するなどした。これにより、ファルカスらは、

¹³⁴ 1970（昭和45）年に米国政府が設立した企業で、住宅ローン債権の保証を行うのが主な業務である。バージニア州マククリーン市に本拠を置き、ニューヨーク証券取引所に上場していたが、2008（平成20）年にその経営が悪化し、政府による救済が行われ、2010（平成22）年には上場廃止となった。

¹³⁵ 1968（昭和43）年に、連邦住宅金融公庫（Federal National Mortgage Association, FNMA, 通称ファニーメイ, Fannie Mae）から分離独立した政府全額出資企業。ジニーメイは、主に住宅ローン担保証券等への保証を行うなどの業務を行い、当該市場への流動性を供給し、連邦政府の住宅支援プログラムを支援する役割を担っている（住宅ローンの買取、保有は行わない。）。ファニーメイは、1938（昭和13）年に、米国民への住宅供給の安定化を目的に設立された特殊法人であったが、1968（昭和43）年にジニーメイと分離されて民営化され、ニューヨーク証券取引所に上場。主要な業務は、住宅ローン担保証券等への保証に加え、買取りも行っているが、いわゆるサブプライム・ローン問題により経営が悪化し、公的資金が注入されるなどし、米国政府が管理することとなった。

コロニアル銀行をして、価値のない住宅ローン債権について、ファルカスらから提供された上記虚偽の情報に基づく額面価格で資産計上させた。

ファルカスらは、2009（平成 21）年までの間に、上記行為を繰り返し、合計約 4 億ドルの資金をコロニアル銀行から詐取した。

その他、ファルカスらは、以下の犯罪を行った。

すなわち、コロニアル銀行の持株会社であるコロニアル銀行グループ（Colonial BancGroup Inc.）は、2008（平成 20）年 12 月頃、TARP 中の資本注入プログラム（CPP）に対し、5 億 7000 万ドルの資金援助を申請した。この申請に当たり、コロニアル銀行グループは、ファルカスらによる偽装工作によって作出されたコロニアル銀行が保有する住宅ローン債権に関する虚偽の情報が記載された申請書類を財務省に提出した。財務省は、3 億ドルの資金を自力で調達することを条件に、5 億 5300 万ドルの支援を承認した（結局、このプログラムからコロニアル銀行グループへの資金供給はなされなかった）。

また、コロニアル銀行グループは、2008（平成 20）年及び 2009（平成 21）年、提出が義務付けられている年次報告書（Form 10-K）、重要事項に関する報告書（Form 8-K）及び四半期報告書（Form 10-Q）を SEC に提出する際、ファルカスらによる偽装工作によって作出されたコロニアル銀行が保有する住宅ローン債権に関する虚偽の情報に基づき作成された上記各報告書を SEC に提出した。

これら申請書類や報告書の提出の際、キシック及びケリーを除くコロニアル銀行及びコロニアル銀行グループ関係者は、ファルカスらの偽装工作による虚偽の事実を認識していなかった。

このようにして、ファルカスらは、コロニアル銀行から約 4 億ドルを詐取した金融機関詐欺¹³⁶、TARP から金銭を詐取しようとした際に E メールなどの通信を用いた電信詐欺¹³⁷、SEC に虚偽の報告書を提出した証券詐欺¹³⁸、それらの罪の共謀罪¹³⁹に及んだ。

その後、TBW 社は、当局（住宅都市開発省）から貸出業務の即時停止を命じる旨の通知を受けて 2009（平成 21）年 8 月 5 日にその営業を停止し、さらに、同月 24 日に、連邦倒産裁判所に対し、連邦倒産法に基づく第 11 章手続きの申し立てを行った¹⁴⁰。

一方、コロニアル銀行は、同月 14 日に破綻し（破綻当時の支店数 346、総資産約 250 億ドル、預金約 200 億ドル）、FDIC がレシーバーに指名された¹⁴¹。

¹³⁶ 金融機関詐欺罪の成立要件については、前掲脚注 12 を参照されたい。

¹³⁷ 電信詐欺罪の成立要件については、前掲脚注 11 を参照されたい。

¹³⁸ 証券詐欺罪の成立要件については、前掲脚注 13 を参照されたい。

¹³⁹ 共謀罪については、金融機関詐欺、電信詐欺、証券詐欺などの共謀を行った者につき、それぞれの罪と同様の法定刑に処せられると規定されている（18 U.S.C 1349）。

¹⁴⁰ 連邦倒産法では、倒産手続について、清算型手続（第 7 章）と再建型手続（第 9 章・11 章・12 章・13 章）を定めている。再建型手続のうち、第 11 章が再建型手続の基本規定であり、第 9 章、12 章及び 13 章は第 11 章の特則である（福岡真之介「アメリカ連邦倒産法概説」3 頁参照）。本件では後者の再建型手続の申し立てがなされた。

¹⁴¹ 以下の FDIC のウェブサイト参照されたい。

https://www.fdic.gov/bank/individual/failed/colonial-al.html#press_release。

コロニアル銀行の破綻処理形式は、全預金を含む債務・資産を受皿金融機関に承継させる P&A-A 方式と呼ばれるものであった¹⁴²。同行の資産や預金を含めた業務については、地方銀行である BB&T (Branch Banking and Trust) が引き継ぐこととなった¹⁴³。

2 捜査の端緒

前述のとおり、コロニアル銀行は、破綻する前の 2009 (平成 21) 年、TARP に基づく資金援助を申請していたところ、同資金援助を所管する財務省から、5 億 5300 万ドルの資金援助の条件として、3 億ドルの追加資本強化を求められていた。SIG-TARP は、コロニアル銀行が、その保有する自己株式を TBW 社が関わる投資家に売却して 3 億ドルを調達して資本増強を行うとの当時の新聞記事を端緒に、循環取引 (round-trip transactions) をしているのではないかと疑い、コロニアル銀行と TBW 社につき、捜査を開始することとした。

3 捜査及び裁判の経過

(1) 各機関の連携

SIG-TARP は、まず subpoena¹⁴⁴の発付を受け、TARP のうち CPP (本稿 30 頁参照) に関し、コロニアル銀行及び TBW 社に係る所要の捜査を実施した。上記捜査を通じて、SIG-TARP は、金融機関詐欺等の嫌疑を掴んだ。

その後の捜査については、上記金融詐欺タスクフォースが設立され、TARP に関するワーキンググループ (Rescue Fraud Working Group) が立ち上げられていたことから、SIG-TARP だけではなく、そのワーキンググループのメンバーである FDIC-OIG、FBI、HUD-OIG¹⁴⁵、SEC が合同で捜査に当たることとなった。

上記捜査チームは、裁判所に捜索令状を請求してその発付を得て、2009 (平成 21) 年 8 月 3 日、TBW 社及びコロニアル銀行の関係各所を捜索した。

上記捜索に当たっては、上記 5 つの機関 (SIG-TARP、FDIC-OIG、FBI、HUD-OIG 及び SEC) が分担して行い、合計で 50~60 名の捜査員が投入されたとのことであり、捜索とともに、関係者のインタビュー等を行った。

その後、関係各証拠の分析を行い、まずは、本件事案につき、最も責任の重いファルカスにつき訴追手続きを進めるべく、2010 (平成 22) 年 6 月 15 日、同人を逮捕・起訴した。

¹⁴² P&A (Purchase and Assumption) 方式については、前掲脚注 4 を参照されたい。同方式の中には、本件のように全預金を承継させる方法 (P&A-A) と付保預金 (預金保険が付された預金) のみを承継させる方法 (P&A-I) があるほか、FDIC が新たに承継銀行という受皿機関を設立して同行に承継させる方法などがある。

¹⁴³ 前掲脚注 141 の FDIC のサイト参照。

¹⁴⁴ subpoena の内容については、前掲脚注 41 を参照されたい。

¹⁴⁵ 住宅都市開発省の監察総監。

DOJ では、ファルカス以外の事件関係者についてはファルカスとの同時着手をせずに、ファルカスへの訴追を通じて、誰にどのような責任があるかを慎重に判断し、その後、順次、刑事責任を有すると判断された者の訴追手続きを開始するという手法を取ったようである¹⁴⁶。

その後、2010（平成 22）年 6 月 23 日に、裁判所によるファルカスのヒアリング手続きが行われ、200 万ドルの保証金により保釈（Bail）された。同人は詐欺の犯意等を否認していたため、2011（平成 23）年 4 月 4 日から陪審裁判¹⁴⁷が行われ、検察官は、約 24 名の証人尋問、300 を超える証拠書類、証拠物による立証を行い、陪審員に対し、住宅ローン市場の仕組み等につき、丁寧な説明を行った。特に陪審員に対する分かりやすい説明を意識し、金融分野の専門家により説明させるのではなく、コロニアル銀行の内部者の証人尋問により説明を行ったとのことである。

結局、ファルカスには、その 10 日間の陪審裁判の結果、同月 19 日、陪審員による有罪評決¹⁴⁸が下され、その日に収監された。

その後のファルカスに対する量刑の宣告手続き、関係者の刑事訴追手続きの状況については、以下のとおりである。

(2) 判決までの流れ

- 2009.8.5 TBW 社が破綻
- 8.14 コロニアル銀行が破綻
- 2010.6.15 ファルカスを起訴（indictment）
- 2011.2.24 ブラウンを起訴（information）
- 3.2 キシックを起訴（information）
- 3.14 ボウマンを起訴（information）
- 3.16 ケリーを起訴（information）
- 3.31 ラグラン드를起訴（information）
- 4.1 アレンを起訴（information）
- 6.10 ボウマン及びブラウンに判決宣告
- 6.17 キシック及びケリーに判決宣告
- 6.21 アレン及びラグランズに判決宣告

¹⁴⁶ 日本では、大規模組織による経済事犯については、被疑者らの罪障隠滅、口裏あわせを防ぐため、嫌疑の高い者に対する強制捜査（逮捕等）を同時に着手する例もあるが、米国では、順次訴追を行うといった方法は少なくないとのことであった。この点、当事者の罪障隠滅をどのように効果的に防いでいるのかについては、効果的な捜索・差押手続き等により防ぐほかないようである。口裏あわせを防ぐ方法としては偽証罪等による制裁が考えられるが、米国では、司法取引等により証言を獲得することも可能であるため、日本ほど被疑者間の口裏あわせによる証拠隠滅に苦心する必要はないことも考えられる。

¹⁴⁷ 刑事の陪審裁判の手続等については、本稿 12 頁以下を参照されたい。

¹⁴⁸ 刑事裁判における評決の一般的な概要については、本稿 16 頁を参照されたい。

6.28 ファルカスに判決宣告

9.27 ファルカスら 7 名の被告人に対し、刑事損害賠償命令

(3) 判決内容

ファルカスらに対しては、拘禁刑や没収の判決が下されたほか、7 名全員に対し、FDIC¹⁴⁹、損害を被った株主等の被害者に対する莫大な金額の刑事損害賠償の支払命令（order of restitution）¹⁵⁰が下された¹⁵¹。

このうち、本件について最も責任が重いとされたファルカスについては、拘禁刑 30 年の後、3 年間の保護観察及び約 3854 万 1209 ドルの没収¹⁵²との判決が下されたほか、約 35 億ドルの刑事損害賠償命令が下された。

4 その他

民事責任追及に関しては、FDIC の DRR が調査のためにデロイトを雇い、会計上の不正を発見した結果、コロニアル銀行の会計を担当していた会社に対して民事訴訟を提起したが¹⁵³、コロニアル銀行の役職員等に対しては特に訴訟提起等をしていない。

5 小括

上記のとおり、米国には様々な捜査機関が存在し、それぞれ、その専門分野における捜査に特化している。日本においては、海上保安庁、国税局、税関など専門分野に特化した捜査機関もあるが、金融機関における犯罪については、一般捜査機関たる警察と検察が預金保険機構から告発を受けるなどして捜査しているのが現状であるといえよう。金融機関を破綻に導いた旧経営陣に対する刑事責任追及については、金融分野における専門知識が必要とされるため、米国の FDIC-OIG のように捜査機関を専門化することは、効率的であると考えられる。

¹⁴⁹ FDIC が破綻したコロニアル銀行のレシーバーとして刑事損害賠償金を受け取ることとなる。

¹⁵⁰ 刑事損害賠償命令制度の一般的な概要については、本稿 17 頁を参照されたい。

¹⁵¹ ファルカスらの判決内容については、前掲脚注 133 のサイトも参照されたい。

¹⁵² 18 U.S.C.982 に刑事没収（criminal forfeiture）が規定されており、18 U.S.C 982(a)(2)(A)は、金融機関詐欺、電信詐欺、それらの共謀罪等につき、直接間接を問わず犯罪により得られた犯罪収益等の財産を被告人から没収するとしている。そして、18 U.S.C. 982(b)(1)、21 U.S.C 853 が没収の手続き（保全のための差押え等）を規定し、さらに、21 U.S.C 853(p)は、犯罪収益が第三者に移転、他の財産への混合、実質的な価値の減少等の場合に、犯罪収益の代替物を没収し得る旨規定しており、本件においては、ファルカスが保有していた多数の資産が DOJ により差し押さえられた。この金融機関詐欺等の犯罪に対する犯罪収益の没収規定は、FIRREA（本稿 18 頁参照）で設けられたものである（従前は薬物犯罪と組織犯罪に限定されていた。）。以上につき、岸・前掲脚注 2 を参照した。

¹⁵³ その概要については以下のサイトを参照されたい。

<http://www.law360.com/articles/471422/pwc-fails-in-bid-to-toss-fdic-s-1b-negligence-suit>

また、米国では、専門化した数多くの捜査機関が存在することから、タスクフォースやワーキンググループを設立して情報交換を頻繁に行い、協力体制を構築し、二重捜査の無駄を防ぎ、その捜査を効率化させているともいえる。

日本においても、米国とは司法制度は異なるものの、このような各捜査機関の協力体制や、金融専門分野に特化した捜査機関の構築が、より実効的な捜査に繋がるものと考えられる。

第5 おわりに

本稿では、米国の責任追及に関する法制度の基本的・一般的 content、近時の責任追及体制及び具体的事例について、FDIC（FDIC-OIG を含む。）を中心に紹介した。

米国の責任追及に関する法制度の基本的・一般的 content としては、責任追及を行う場所としての訴訟に関して、米国の特色ともいえる陪審裁判を中心に刑事・民事の各訴訟手続などを紹介した。

近時の責任追及体制としては、米国における金融危機に対する同国政府の取り組みの中で、金融危機を招いた金融機関の経営陣等に対する責任追及を厳格に行うべきとの意見を踏まえ、DOJ その他の政府機関による新たなタスクフォース（金融詐欺タスクフォース）が設けられたことや、このタスクフォースを通じて、各機関が情報共有を図るなどしながら連携して捜査等を行っていることなどを紹介した。

最後に、具体的事例として、上記タスクフォースの成果でもあるコロニアル銀行の事例を取り上げ、同事例における捜査・裁判といった刑事手続等を紹介した。

米国の責任追及制度については、今後の日本の責任追及制度を検討するに当たり、さらに調査研究すべき点が多々あると思われるが¹⁵⁴、これらの点については、今後の調査研究に委ねたい。

本稿が、米国の責任追及制度に関する理解の一助となれば幸甚である。

以 上

¹⁵⁴ 例えば、責任追及の場面において、米国の刑事・民事手続に関する法が具体的にどのように運用され、実務上どのような問題があるのか、制裁金制度がいかなる機能を果たしているのか、FDIC 以外の機関による責任追及がどのようになされているかなどが挙げられる。

【参考文献】

岸毅「アメリカ合衆国における破綻金融機関の旧経営者等に対する責任追及活動の歴史と現状—我が国との比較—」(預金保険研究第6号 2006(平成18)年)

千葉美幸、玉木伸介「米国の住宅金融分野の現状と司法的取組み—Fin CEN 及び SAR の役割—」(預金保険研究第11号 2009(平成21)年)

原和明「米国における銀行破綻処理」(預金保険研究第10号 2009(平成21)年)

島伸一「アメリカの刑事司法」(弘文堂 2002(平成14)年)

ローク・M・リード、井上正仁、山室恵「アメリカの刑事手続」(有斐閣 1987(昭和62)年)

田中英夫「英米法総論 上」(東京大学出版会 1980(昭和55)年)

田中英夫「英米法総論 下」(東京大学出版会 1980(昭和55)年)

田中英夫編集代表「英米法辞典」(東京大学出版会 1991(平成3)年)

田中英夫編集代表「BASIC 英米法辞典」(東京大学出版会 1993(平成5)年)

吉井敦子「破綻金融機関を巡る責任法制」(多賀出版 1999(平成11)年)

浅香吉幹「アメリカ民事手続法 第2版」(弘文堂 2008(平成20)年)

トニ・M・ファイン(監訳:牧野和夫)「入門 アメリカ法制度と訴訟実務」(LexisNexis 2007(平成19)年)

樺博行「アメリカ民事法入門」(勁草書房 2013(平成25)年)

佐伯仁志「経済犯罪に対する制裁について」(法曹時報 53 卷 11 号 1 頁以下 2001(平成13)年)

宇賀克也「SECによる法執行の改革」(ジュリスト 990 号 38 頁以下 1992(平成4)年)

村上暦造「アメリカ合衆国におけるシビルペナルティー」(海上保安大学校研究報告 23 巻 2 号 141 頁以下 1978 (昭和 53) 年)

村上暦造「行政庁による処罰—行政命令違反に対する非刑事的金銭罰」(ジュリスト 764 号 110 頁以下 1982 (昭和 57) 年)

福岡真之介「アメリカ連邦倒産法概説」(商事法務 2008 (平成 20) 年)

平井文三「アメリカ連邦政府の監察総監が有する評価機能について」(亜細亜法学 47 巻 2 号 33 頁以下 2013 (平成 25) 年)

FDIC「Resolution Handbook」(2014 (平成 26) 年 12 月 23 日改訂版)

FDIC、財務省及びFRBの監察総監室(Offices of Inspector General)「Enforcement Actions and Professional Liability Claims Against Institution-Affiliated Parties and Individuals Associated with Failed Institutions」(2014 (平成 26) 年)

Baird Webel「Troubled Asset Relief Program(TARP): Implementation and Status」(Congressional Research Service 2013 (平成 25) 年)

FDIC-OIG「Material Loss Review of Colonial Bank, Montgomery, Alabama」(2010 (平成 22) 年)

FINANCIAL FRAUD ENFORCEMENT TASK FORCE「FIRST YEAR REPORT」(2010 (平成 22) 年)